

令和 3 年 第 7 回定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 3 年 12 月 10 日 開会

令和 3 年 12 月 13 日 閉会

横 瀬 町 議 会

令和3年
第7回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月10日(金)	
○開 会	5
○開 議	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○諸般の報告	9
○一般質問	14
5 番 浅 見 裕 彦 議員	14
7 番 内 藤 純 夫 議員	21
2 番 黒 澤 克 久 議員	25
4 番 宮 原 みさ子 議員	31
8 番 大 野 伸 恵 議員	35
6 番 新 井 鼓次郎 議員	48
1 番 向 井 芳 文 議員	52
○散 会	57
◇	
12月11日(土)	○休 会
12月12日(日)	○休 会
◇	
12月13日(月)	
○開 議	61
○議事日程の報告	61
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
・議案第55号 横瀬町武甲山観光施設維持管理等基金条例	
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	72

・議案第56号 横瀬町行政組織条例の改正に伴う関係条例の整理等 に関する条例	
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
・議案第57号 横瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例	
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
・議案第58号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
・議案第59号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
・議案第60号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例	
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
・議案第61号 令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）	
○答弁の補足	84
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
・議案第62号 令和3年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）	
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
・議案第63号 令和3年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2 号）	
○議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
・議案第64号 令和3年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）	
○議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
・議案第65号 令和3年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）	
○議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
・議案第66号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について	
○議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
・議案第67号 財産の取得について	
○議案第68号～議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
・議案第68号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定について	
・議案第69号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定について	
・議案第70号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定について	
・議案第71号 横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定 について	

○議案第72号の上程、説明、質疑、採決	9 5
・議案第72号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○日程の追加	9 6
○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
・発議第5号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例	
○閉会中の継続審査の申し出	9 7
○閉 会	9 8

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第78号

令和3年第7回横瀬町議会定例会を、令和3年12月10日横瀬町役場に招集する。

令和3年12月2日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1 番	向	井	芳	文	議員	2 番	黒	澤	克	久	議員	
4 番	宮	原	み	さ	子	議員	5 番	浅	見	裕	彦	議員
6 番	新	井	鼓	次	郎	議員	7 番	内	藤	純	夫	議員
8 番	大	野	伸	惠	議員	9 番	若	林	想	一	郎	議員
10 番	関	根		修	議員	11 番	小	泉	初	男	議員	
12 番	若	林	清	平	議員							

不応招議員（なし）

令和3年第7回横瀬町議会定例会 第1日

令和3年12月10日（金曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

5 番 浅 見 裕 彦 議員

7 番 内 藤 純 夫 議員

2 番 黒 澤 克 久 議員

4 番 宮 原 みさ子 議員

8 番 大 野 伸 恵 議員

6 番 新 井 鼓次郎 議員

1 番 向 井 芳 文 議員

1、散 会

午前10時開会

出席議員（11名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員	
4番	宮	原	み	さ	子	議員	5番	浅	見	裕	彦	議員
6番	新	井	鼓	次	郎	議員	7番	内	藤	純	夫	議員
8番	大	野	伸	惠	議員	9番	若	林	想	一	郎	議員
10番	関	根		修	議員	11番	小	泉	初	男	議員	
12番	若	林	清	平	議員							

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長	
設	樂	政	夫	教	育	守	屋	敦	夫	総	務	課	長
小	泉	照	雄	ま	ち	新	井	幸	雄	税	務	会	計
				課	長					課	長	兼	計
										管	理	者	
大	場	玲	子	い	き	平	沼	朋	子	健	康	づ	く
				町	民					り	課	長	
浅	見	雅	子	子	育	大	畑	忠	雄	振	興	課	長
				支	援					教	育	次	長
加	藤		勉	建	設	町	田	一	生				
大	沢	賢	治	代	表								
				監	査								
				委	員								

本会議に出席した事務局職員

小	泉		智	事	務	局	長	平	匡	史	書	記
---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○若林想一郎議長 皆さん、おはようございます。

令和3年第7回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。

本定例会において、5番、浅見裕彦議員につきましては、座ったままでの発言を許可し、採決は挙手をもって起立とみなします。



◎開議の宣告

○若林想一郎議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○若林想一郎議長 本定例会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

今日は、横瀬町議会12月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。開催に当たり、一言あいさつを申し上げます。

令和3年度も師走となり、何かと慌ただしさを感じられるようになってまいりました。今年も新型コロナウイルス感染症の影響から、町民体育祭、よこぜまつりをはじめとする多くの町の主要行事を中止いたしました。8月末からは急激に感染者数が減り始め、9月30日をもって緊急事態宣言が解除され、埼玉県における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請等の段階的緩和措置についても10月24日に終了いたしました。一方で、南アフリカで見つかった新型コロナウイルスの新たな変異ウイルス、オミクロン株が11月30日に国内で初めて確認をされました。まだまだ先行き不透明感がある中でのかじ取りになります。引き続き感染防止対策を行い、第6波に備えつつも各種施策を前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えています。

それでは、各事業の進捗状況の一部について報告をさせていただきます。まず、ワクチンの接種状況についてです。これまで秩父郡市医師会と秩父地域1市4町で連携し、接種体制を構築し実施してまいりました。11月29日現在の横瀬町の全人口に対する2回目接種率は81.8%となっており、全国平均77.3%より高い接種率となっております。3回目接種につきましても、1回目、2回目接種と同様、秩父郡市医師会と秩父地域1市4町が協力し、2月下旬には一般の方への接種を開始できるように準備を進めています。

次に、地域おこし協力隊についてです。10月1日付で福田春加さんが着任いたしました。福田さんは、狭山市出身、短期大学を卒業後、食品メーカーに勤めておられました。コンビニエンスストア向け商品を扱う会社で、福田さんは主におにぎりの開発に携わっていましたが、地域貢献、生産者やお客様とのつながりを大切にできる環境下で自身の経験を生かす取組を行いたいとの思いから協力隊に応募され、現在は地域商社、株式会社E N g a W Aのメンバーとして、農業、商品開発、駅前食堂の運営に携わっています。

次に、地域活性化起業人についてです。10月1日付でリングロー株式会社の白川真綾さんと、株式会社エージェンツ・スミスの大庭建記さんと川口佳生さんに、横瀬町に来ていただいております。リングローの白川さんは、お子さんと共に横瀬町に住所を移し、エリア898を活動の拠点としてITを中心とした困り事相談、IT機器の使用支援、健康づくり課のシニアスマホ教室支援などを行っていただいております。今後は、困り事の洗い出し、整理を行い、まちづくりへのデータ取得や情報発信などを行っていく予定です。また、エージェンツ・スミスのお二人については、大庭さんがCDOである副町長の補佐役として、DX推進に関する助言、DX推進計画策定支援等を、そして川口さんは情報政策担当の補佐として、庁内ICT環境最適化、ICT相談、IT関連の障害対応支援等の活動を行っていただいております。

次に、E N g a W A駅前食堂についてです。10月1日に、横瀬駅前観光案内所リニューアルオープンに伴い開店したE N g a W A駅前食堂は、速報ベースですが、10月の売上げが飲食とお土産合計で約136万円、11月が約107万円と、順調なスタートを切ることができました。飲食もお土産も横瀬の産品をふんだんに使った上で、従来の売上げ実績を大きく超えることができています。今後も創意工夫を重ね、消費者のニーズを捉えた商品開発を進めるとともに、駅隣接の拠点として、場の魅力アップに取り組んでまいります。

次に、よこらぼについてです。11月審査分までで提案182件に対し、105件を採択しています。事業展開している中から幾つか紹介させていただきます。まず、よこらぼ採択ナンバー97、「横瀬空き家見える化プロジェクト」についてです。この事業は、FANTAS technology株式会社の提案の空き家の現状を調査し、お知らせすることで空き家取引につながるかを検証する実証実験で、資産価値の試算や売却、賃貸化、リフォームなどの利活用法を物件所有者に情報提供し、流通の促進を図り、空き家問題の解決を目指すものです。ここまで具体的に13件もの調査書を出しているなど物件所有者の反応もよく、複数のメディアでも取り上げていただいております。よい反響がある取組になってきています。

次に、よこらぼ採択ナンバー100、「クレーンゲームを使った横瀬町の特産品の販売およびプロモーション」についてです。この事業は、株式会社GRIPによる提案で、オンラインクレーンゲームアプリ「クレーンゲーム東京」を用いて、国内外の幅広い層に向け、町の特産品の販売とプロモーションを行うものです。9月24日に「醤油こうじ」、「いちごジャム」、「よこぜの紅茶」の3商品を景品デビューさせました。好評いただいたことから、11月1日に「焼き肉のたれ」と「マドレーヌ」の2商品を追加しました。引き続き、よこらぼは提案者の様々なチャレンジを応援し、またアイデアを町のためにどう生かすかを考え、実践していける場としてしっかり運営してまいりたいと思います。

また、こうした取組を一層深めるためには、役場職員が知見を得る、広めることも必要となってまいります。11月19日に先進的な地方の取組に精通したつくば市の前副市長、毛塚幹人氏をお招きして、「地方

創生の今を知る」というテーマで職員研修会を行いました。若手職員を中心に参加があり、有意義な研修だったと思います。コロナの状況等には留意しつつですが、今後は視察や研修など、より一層役場職員が知見を広めることのできる取組、機会をつくっていきたいと考えています。

次に、日本一歩きたくなる町プロジェクトです。9月10日に、日本ウォーキング協会と、歩きたくなるまちづくりに関する包括連携協定を締結いたしました。以降、具体的なプロジェクトとして、町内のウォーキングコースを活用し、10月1日から地球一周チャレンジマーチ、それからウォーキングアプリ「District」を用いたYOKOZE WALKING2021、それから町長と歩こう！！新コース体験ウォーク、それと町内のお店での特典を組み込んだASTAR Iヨコゼウォークや、今回で10回目となる里山まるマルシェなどのイベントを開催しています。特に地球一周チャレンジマーチは、12月3日現在歩いた距離が7万151キロメートルで、目標とした地球一周4万キロをはるかに超える距離となるなど、うれしい誤算もあり、目標を上方修正する方向になっています。また、11月21日に実施したウォーキングイベント里山まるマルシェでは、西武鉄道さんのイベントとタイアップしたこともあり、過去最多となる1,183人の方に参加をしていただくなど大変盛況でした。コロナ禍における健康増進、にぎわいづくり、人の輪づくりを進めることをきっかけに始めた日本一歩きたくなる町プロジェクトですが、今後も引き続き取組を進め、ウォーキングに親しむ人の拡大及びウォーキング文化の醸成を鋭意図っていきたいと考えております。

次に、教育分野についてですが、11月22日にライフイズテック株式会社と、新時代の学びを実現するプログラミング教育に関する連携協定を締結しました。今年度同社が提供する中学校用プログラミング教材の無償提供を受け、横瀬中学校にて実験的に先行して使用していたところ、現場から非常に好評であったため、一步進めて協定を締結し、中学校におけるプログラミング教材の継続的な活用、また付随して教職員へのICT教育推進に係るサポートなど、同社の協力を受けるものです。学習指導要領の改訂により、昨年からは小学校、今年からは中学校、来年からは高校においてプログラミング教育が必須となるという中で、先取りする形で質の高いプログラミング教育を横瀬の子供たちに提供したいと考えている当町としては、同社との連携は大変意義深いものと感じています。

以上、事業の進捗状況等の一部について申し上げさせていただきました。引き続き各事業に全力で取り組んでまいりますので、皆様には事業実施が円滑に進みますよう一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

次に、懸案になっております武蔵野銀行横瀬支店の移転についてです。今年の8月31日に、年内に横瀬支店を秩父支店内に移転統合するという方針について、同行から初めて報告を受けました。これに対しては、あまりに急な話であること、住民生活や町政運営に支障や不利益が生じかねないことから、容易には受け入れ難いということをお早々に伝えておりましたが、改めて11月12日、私が同行本店に赴き、長堀頭取宛てに直接武蔵野銀行横瀬支店移転に関する要望書を提出いたしました。この要望書は、10月29日の議会全員協議会でお示ししたものと、一部字句の整理はいたしましたが、同内容のものです。

長堀頭取は、これに先立つ10月6日、来町されていまして、既に本件に関しては反省と謝罪の弁があり、移転期日の延長の検討やATMの利便性改善など善処する方針について述べられていましたが、この11月12日については、さらに当町の要望を受け、説明対象範囲を広げて、大口顧客だけでなく、全ての横瀬支

店のお客様に丁寧に説明すること、議会の皆さんに対しても説明をすること、要望内容は真摯に受け止め、鋭意検討することなどに言及をされていました。なお、この場には前頭取である加藤会長も同席をされました。私としては、真摯にご対応いただいているという印象を持ちました。現在同行では、要望に対する文書での回答を準備しているというふうに伺っています。一民間企業の経営判断の部分については立ち入れないというところもありますが、住民生活や町政運営に支障や不利益が生じないように、各種要望及び対話は継続してまいりたいというふうに思っています。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案についてであります。条例制定2件、条例の一部改正4件、補正予算5件、規約変更1件、財産の取得1件、指定管理者の指定4件、人事案件1件であります。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○若林想一郎議長 以上で町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○若林想一郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○若林想一郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

7番 内藤純夫 議員

8番 大野伸恵 議員

10番 関根修 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○若林想一郎議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、報告を求めます。

6番、新井鼓次郎委員長。

〔新井鼓次郎議会運営委員会委員長登壇〕

○新井鼓次郎議会運営委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名いただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、12月2日木曜日午後2時より、横瀬町役場議場にて開催いたしました。当日の出席者は、委員6名全員と議長及び事務局長、書記でございます。会議録署名委員に内藤純夫委員、宮原みさ子委員を指名し、直ちに会議に入りました。

事務局長より本定例会の議案等の提示を受け、日程及び会期等について審議いたしました。議案件数及び一般質問の人数等を検討した結果、本定例会の会期は12月10日から12月13日までの4日間と決定いたしました。なお、12月11日土曜日と12日日曜日は休会といたします。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますようよろしくお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○若林想一郎議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日10日から13日までの4日間とすることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は4日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○若林想一郎議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、令和3年第5回定例会以降に受理いたしました陳情につきましては、お手元に陳情文書表及び陳情書の写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、第5回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書の規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、令和3年9月から11月実施分の例月出納検査の結果報告並びに令和3年度定期監査等の結果報告が提出されておりますので、代表監査委員に報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長のご指名をいただきましたので、例月出納検査並びに定期監査等の監査結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

初めに、例月出納検査の結果報告について説明いたします。内容につきましては、令和3年9月21日、10月19日及び11月19日に地方自治法第235条の2第3項の規定により報告したものでございます。検査の

対象は、令和3年度一般会計歳入歳出現金出納状況及び各特別会計に係る歳入歳出現金出納状況でございます。

検査の概要でございますが、あらかじめ会計管理者から現金の出納状況を知るに必要な調書を提出させ、別に関係帳簿及び証拠書類の提出を求めて、関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理されており、計数上の誤りは認められませんでした。また、軽易な指摘事項については、検査の過程において触れておきましたので、省略いたします。その他特に指摘事項はございません。

なお、令和3年11月1日現在の一般会計、各特別会計及び歳計外現金の残高は4億7,662万4,712円であることを確認いたしました。

次に、定期監査等の結果についてご説明申し上げます。内容につきましては、令和3年11月30日に地方自治法第199条第4項、同条第2項及び第7項の規定により報告したものでございます。本年度の定期監査等は、本庁舎内の各課及び芦ヶ久保出張所、横瀬児童館、横瀬小学校を対象に、11月8日及び11日の2日間で実施いたしました。

監査の対象は、あらかじめ指定した事務を除き、令和3年4月から9月末までの各箇所の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに財政的援助団体の事務の執行等でございます。

監査の概要でございますが、各箇所における財務に関する事務の執行及び経営に係る事務事業の管理につきましては、共通事項及び個別事項として事項別に指定し、指定様式の提出及び関係書類の提出を求め、各課長の説明を受けた後に質疑応答を行いました。

財政的援助団体の監査につきましては、横瀬町シルバー人材センターを対象に実施したところでございます。

監査の結果について申し上げます。なお、詳細につきましては結果報告を御覧いただくこととし、ここではその要旨を申し述べさせていただきます。本定期監査を実施したところ、各箇所における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についてはおおむね適正に執行されており、特に問題はないと認められました。

財政的援助団体の横瀬町シルバー人材センターについては、監査に付された関係諸帳簿を確認した結果、適切に処理されており、誤りのないものと認められました。

なお、定期検査等の結果については、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和3年11月30日に横瀬町役場掲示板において告示し、これを公表いたしましたので、申し添えます。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 大沢代表監査委員の報告を終わります。

次に、常任委員会、特別委員会の報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

1番、向井芳文委員長。

〔向井芳文総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○向井芳文総務文教厚生常任委員会委員長 皆様、おはようございます。総務文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会で審議された審査事件について、審査の結果を会議規則第74条の規定により、以下のとおり報告いたします。

開催日時でございますが、令和3年11月30日14時より、開催場所は横瀬町役場議場において開催いたしました。出席者でございますが、委員6名、執行部10名、事務局2名でございます。会議録署名委員といたしまして、宮原みさ子委員、新井鼓次郎委員をご指名申し上げさせていただきました。

審査事件等でございます。(1)、所管事務調査、新型コロナウイルスワクチン接種について、(2)、教育委員会報告、(3)、その他でございます。

審査経過、まとめでございますが、(1)、所管事務調査、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。浅見子育て支援課長より新型コロナウイルスワクチン接種について、資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。質疑応答の内容は、3回目として接種予定のワクチンの製薬会社に関する事、予約が困難な方への対応に関する事等でございます。まとめでございますが、当委員会といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種について説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

次に、(2)、教育委員会報告でございますが、設楽教育長より教育委員会報告について説明を受け、質疑応答を行いました。質疑応答の内容は、埼玉県学力・学習状況調査の結果に関する事等でございます。まとめでございますが、当委員会といたしましては、教育委員会報告について説明を受けたということでまとめといたしました。

次に、(3)でございますが、その他でございますが、執行部から12月定例会提出案件の概要について、報告、説明を受け、当委員会として、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上でございます。ありがとうございます。

○若林想一郎議長 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

2番、黒澤克久委員長。

〔黒澤克久産業建設常任委員会委員長登壇〕

○黒澤克久産業建設常任委員会委員長 おはようございます。ただいま議長より報告を求められましたので、産業建設常任委員会報告をいたします。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和3年11月30日午前10時より、横瀬町役場議場にて行いました。出席者は、委員5名、執行部4名、事務局2名でした。会議録署名委員に、内藤純夫委員、若林想一郎委員をご指名し、初めに町長よりあいさつをいただきました。

審査事件等、(1)、所管事務調査、日本一歩きたくなる町プロジェクト及び横瀬町観光案内所の運営に係る進捗状況について、(2)、その他でした。

審査経過、まとめとして、1、所管事務調査、日本一歩きたくなる町プロジェクト及び横瀬町観光案内所の運営に係る進捗状況について、資料に基づき振興課長より説明を受け質疑応答を行いました。質疑応答の内容は、来シーズンのあしがくぼの氷柱運営、入場者制限について等でした。まとめといたしまして、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

2、その他、執行部から12月定例会提出案件の概要について、報告、説明を受け、当委員会として、これらの報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上、報告いたします。

○若林想一郎議長 次に、広報常任委員会の報告を求めます。

5番、浅見裕彦委員長。

○浅見裕彦広報常任委員会委員長 議長より広報常任委員会の報告を求められましたので、報告をいたします。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時であります、令和3年10月5日午後1時より、横瀬町役場3階議員控室。出席者、委員6名、事務局1名、リモートで会議録センターのほうから1名と議長の参加であります。初めに、会議録署名委員であります、向井芳文委員と大野伸恵委員をお願いいたしました。

審査事件等についてであります、1、議会だより第132号の編集について、2、その他であります。

審査経過、まとめであります、1、議会だより第132号の編集について、協議、検討を行いました。最終確認については、正副委員長一任ということで決定をいたしました。

次に、令和3年の12月2日午後3時より横瀬町役場議員控室におきまして会議を開催いたしました。出席者は、委員5名、事務局1名、リモートで会議録センターが1名、議長の参加をいただきました。会議録署名委員に、宮原みさ子委員、新井鼓次郎委員をお願いいたしました。

審査事件等についてであります、1、議会だより第133号の編集について、2、その他でございます。

審査経過、まとめであります、1、議会だより第133号の編集について、レイアウト等の協議、検討を行った。

以上であります。

○若林想一郎議長 次に、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告を求めます。

6番、新井鼓次郎委員長。

〔新井鼓次郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長登壇〕

○新井鼓次郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長 議長よりご指名いただきましたので、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告をさせていただきます。

まず、視察ですが、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の視察は9月29日水曜日午前10時より、横瀬小学校校舎建設現場にて行いました。当日の出席者は、委員8名と議長、執行部4名、事務局2名、設計事務所1名、工事関係者2名でございます。工事工程、進捗状況の説明を受け、主に内装工事に関する現場の状況を視察いたしました。

次に、委員会ですが、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会は10月22日金曜日午前10時より、横瀬町役場議場にて行いました。出席者は、委員8名と議長、執行部3名、事務局2名、設計事務所1名です。

審査事件は、横瀬小学校校舎解体に係るアスベスト対策、その他であります。

建設課長よりアスベスト除去工事について、また教育次長よりアスベスト除去に関する住民説明について、資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。質疑は、アスベスト含有建材、環境管理、住民説

明等でありました。

まとめとして、当委員会としては、説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめいたしました。

以上で横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告を終わります。

○若林想一郎議長 常任委員会、特別委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を求めます。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 議長より報告を求められましたので、秩父広域市町村圏組合議会報告をいたします。

全員協議会を令和3年11月12日金曜日午前10時より、秩父クリーンセンター3階大会議室で行いました。出席者は、議員16名、関係職員です。

議事は、(1)、諸報告、①、組合議員選挙の結果について、②、令和3年第3回定例会管理者提出議案の概要について、③、その他でした。

(2)、議会運営について、①、新議員の議席指定について、②、常任委員会及び特別委員会の所属について、③、議会人事について、④、所管事務調査の結果について、⑤、議会改革調査研究特別委員会中間報告等について、⑥、その他でした。

続きまして、令和3年第3回定例会(11月定例会)についてです。令和3年11月19日金曜日午前10時より、秩父市役所本庁4階議場で行いました。出席者は、議員16名、管理者、副管理者、理事、監査委員、関係職員で、議事日程、第1、議席の指定、15番、高橋耕也議員、16番、猪野武雄議員となりました。

第2、会議録の署名議員の指名、15番、高橋耕也議員、16番、猪野武雄議員、1番、上林富夫議員を指名いたしました。

第3、会期は1日と決定いたしました。

第4、諸報告、閉会中の常任委員会及び特別委員会委員の選任、管理者報告事項、報告第6号 指定専決に係る和解及び損害賠償の額の決定について、監査委員報告事項、例月出納検査の結果について、定例監査の結果についてでした。

第5、委員長報告、総務常任委員長報告を委員長欠員のため、本橋副委員長により報告されました。9月28日実施の総務常任委員会所管事務調査について行いました。これは、消防署の内部視察についてです。

続きまして、厚生衛生常任委員会報告、9月29日実施の厚生衛生常任委員会所管事務調査について、木村委員長より報告されました。

続きまして、議会改革調査研究特別委員会中間報告を、黒澤委員長より組合議会の組織運営等に関する調査研究について報告されました。

なお、休憩中に総務常任委員会を開催し、総務常任委員長に15番、高橋耕也議員を選任いたしました。

第6、管理者提出議案の報告、議案第13号から議案第18号の6議案の報告がありました。

第7、一般質問、今回は1名、秩父市議会選出の黒澤秀之議員が一般質問を行いました。

第8、議案第13号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、これは原案認定、総員起立でした。

第9、議案第14号 秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例、これも原案可決、

総員起立です。

第10、議案第15号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、原案可決、総員起立です。

第11、議案第16号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例、原案可決、総員起立でした。

第12、議案第17号 秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算、原案可決、総員起立でした。

第13、議案第18号 秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算、これも原案可決、総員起立です。

第14、委員会提出議案第1号 秩父広域市町村圏組合議会傍聴規則の全部を改正する規則、これも原案可決、総員起立でした。

以上、報告といたします。

○若林想一郎議長 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

各報告に対し、質疑がございましたらお受けいたします。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時48分

○若林想一郎議長 再開いたします。



◎一般質問

○若林想一郎議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は7名でございます。

質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、5番、浅見裕彦議員の一般質問を許可いたします。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 では、よろしく願いいたします。5番、日本共産党の浅見裕彦です。議長の許可をいただきましたので、発言通告書に沿って質問します。

質問に入る前に、去る11月29日未明、けいれん発作により意識を失い、救急車を要請、幸い迅速な対応により事なきを得て、無事家に戻ることができました。通院による治療で対応できていて、今12月定例会に出席することができました。議員の皆さん、また執行部の皆さん、大変ご心配いただきまして、ありが

とうございました。寝込むことなく、皆さんと一緒に住みよいまちづくりに努めていきたいと思えます。

さて、横瀬町の人口、ついに8,000人を切り、7,985人となりました。町は、平成28年10月、人口ビジョンを作成し、人口減少に耐え得る町を進めてきています。これからも知恵を出し合い、住みよいまちづくりに努めていきましょう。

もう一点、憲法をめぐる状況はきな臭さが際立ってきています。戦後守ってきた平和憲法をさらに発展させる取組がますます重要になってきています。未来を担う子供たちが安心して暮らしていける世の中にしていきたいと思います。それでは、質問に入ります。

1として、地域おこし協力隊員等の服務規律、活動規律についてであります。

(1)、地域おこし協力隊員、集落支援員及び企業派遣職員等の現状、人数、取組状況について伺います。

(2)、それぞれの活動状況の把握方法、町との連携・課題共有をどのように行っているか伺います。

(3)、問題点、課題解決方法について伺います。

次に、2番であります。町民の命を守るため新型コロナ対応についてであります。

(1)、予想される第6波に向け、県や秩父郡市1市4町、秩父郡市医師会等関連する他機関との連携により、実態を把握し共有して、それぞれの役割分担の下、町民の命を守るため、対策の充実への取組について伺います。

(2)、学校教育の場における取組の従来との変更・充実について伺います。

3、横瀬町の社会教育への取組についてであります。

(1)、社会教育の現状について伺います。

(2)、主な社会教育の取組状況について伺います。

(3)、社会教育の充実に向けての問題点と対応策について伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 質問1、地域おこし協力隊員等の服務規律、活動規律についてに対する答弁を求めます。
まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 質問事項1について答弁いたします。

(1)の地域おこし協力隊員等の現状等ですが、まず地域おこし協力隊ですが、平成29年度より協力隊員の受入れを開始し、これまで16名の隊員を受け入れております。現在移住コーディネートの活動を行っていた隊員が、諸般の事情により活動の継続が難しくなり急遽退任したことで、10名の隊員が活動を行っております。活動の内容といたしましては、昨年度まで採用した隊員につきましては、町として特定のテーマ、課題を設けず、フリーミッションとして、町の活性化等につながる活動を応援する形での採用となっております。農業振興、情報発信、ふるさと納税PR、空き家活用、映像制作など、活動内容は多岐にわたりますが、それぞれ町に寄与する活動であると考えております。

今年度は、町の喫緊の課題に対応する隊員として、鳥獣害対策に1名、地域商社設立に関わる隊員を2名採用いたしました。これまで6名の隊員が退任いたしましたが、4名の隊員は引き続き横瀬町に居住しております。今後も生活の拠点としての横瀬町に定住、定着してもらえよう隊員の活動を支援していき

たいと考えております。

続いて、集落支援員ですが、これまで紅茶を中心とした農業振興の活動を行っていた地域おこし協力隊員を昨年度から1名採用しております。これまで築いてきた農家さんとの信頼関係により、町と農家さんをコーディネートし、集落の点検や集落の在り方についての話し合いを通じて、特産品を生かした地域おこしなどの集落対策活動を行っております。

続いて、地域活性化起業人ですが、現在独立行政法人1団体、株式会社3社とそれぞれ協定を締結し、人材を受け入れております。常駐職員を2名、派遣職員を4名受け入れております。民間企業で培った専門知識や業務経験、人脈やノウハウを活用し、国際交流、デジタルトランスフォーメーション、DXの推進、地域ブランドづくり、地域資源を活用した観光施策の推進などの活動を行っているところです。

続いて、(2)の活動状況の把握方法等ですが、地域おこし協力隊と集落支援員につきましては、活動月の翌月に毎日の活動内容、活動時間を記載した活動日誌及び活動月の活動内容と翌月の活動スケジュールを記載した報告書を提出してもらい、隊員の活動状況を把握しております。提出してもらった報告書等を基に隊員の活動内容を把握し、隊員の課題等を共有し、それぞれの隊員への支援等を行っております。

地域活性化起業人につきましては、各法人とそれぞれ締結した協定に基づく業務内容を推進するため、日々の活動の中で、その都度情報共有、連携をしながら業務を進めているところです。

続いて、(3)の問題点等ですが、一部農業を中心に活動を行っている地域おこし協力隊員につきましては、天候等の影響によりなかなか順調に進んでいない部分もありますが、現状特に大きな問題はなく、事業、業務活動が行われていると考えております。今後も地域おこし協力隊、集落支援員、地域活性化起業人、それぞれの活動が円滑に進められ、住民の福祉向上、町の活性化につながるよう連携、協力しながら事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 回答ありがとうございます。

横瀬町で、現在地域おこし協力隊員が10名、それから集落支援員が1名、それから起業人の関係は4名ですか、という形で今来ているという答弁がありました。それぞれの働き方の方法とか情報共有をどのように行っているかということの質問等してきたところではありますが、町がどういうふうに把握して、実際どうなのだろうと。なかなか担当職員と、それから担当している人は分かるけれども、では一般町民から見るときに、この人たちは何をしているのだろうと、そこをどう把握していくのかが一番の課題であるのではないかなというふうに思います。

町では、今までもフリーミッションということで、特に課題をやらないで、それぞれが自分たちに合ったことで働いていただき、それを基に進めていただきたいということでありました。何をしてもらおうかというところが一番の課題と私も思いながらいるところではありますが、明確なのは集落支援員は、これは何をするかというのが出てくるというふうに思うのですが、地域おこし協力隊員は働く方法というのですか、これを町としてどう捉えるかというところでもあります。この人はこういうことをやっていたら、さらにこれを進めていっていただきたいということだと思ふのですが、課題というか、フリーミッション

だから自由にやっていいですよというので、その成果はというと、毎月1か月ごとに成果を出していただいて、こういうふうになっています。その3年間の取りまとめという形になると思います。そこでもって、どう評価するかというところなのです。地域おこし協力隊員については、町の説明会のときにも来ていただいて、こういうことをやっています、こういうことをやっていますということを広めていっているのだけれども、なかなか聞く人が少ないという現状にあると思います。そういうので働き状況を、町のためにこれだけそういう企業から来た人、それから地域おこし協力隊員、町のためにこれだけ働いてもらっていますよというのをどう実感するかというところの捉え方がなかなか難しいところがあるので、こういうふうに勤めていますということを説明していただければというふうに思うのが1点であります。

それから、町との連携・課題共有ということではありますが、企業から派遣されている職員が、何をしてもらっている、役場の中にいるかということ、それぞれの今働いている状況、こういう働きをしていただいていますというところの説明というか、ここまでこういうふうに来て、こうなっています、今後こういうふうにしていきますということの説明をしていただきたいというのが2つ目であります。課題を共有しながら、町との連携ということで、特に企業連携ということで、どういう進め方というか、町にこういうふう特に際立って、ああ、なるほど、こういう起業人が来て、町がこれだけ活発になってきたよという実態把握がどういうふうにできるかということについての説明をお願いいたします。

ちょっと分かりにくいことになって申し訳ないのですが、地域おこし協力隊員、それから活動、地域おこし協力隊員と、それから起業人の町との連携、共有課題、それをどのように今進めているのか、さらに進めていることの説明と今後の進め方について、再度よろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 それでは、質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、地域おこし協力隊の活動内容が町民の方にあまり知られていないかということではないかというご質問かと思うのですけれども、実際私、役場のほうから情報発信等が少ないのかなとは思っております。その辺の情報発信をもう少し力を入れていきたいと思っております。

地域おこし協力隊の最終目標というのは、フリーミッションの場合はそれぞれ隊員が抱えているというか、目標にしている活動が軌道に乗って、それを横瀬町で活動できるように定住、定着してもらえるような形を最終目標としております。実際昨年度退任した2人の隊員は、健康増進ということで活動を行った隊員は、整体院を理学療法士の資格を持って開業しております。また、ものづくりの金工については、工房を開いて横瀬町で居住しているような形で、このような退任した協力隊員と同じような形で、現在の隊員も引き続き定住、定着を図るように、町としても支援をしていきたいというふうに今現在行っているところでございます。

それから、起業人の関係につきましても協力隊員と同様に、町からの情報発信等がなくている現状でございますけれども、その辺もちょっと周知というか、少し力を入れていきたいと思っております。実際の活動は、JICAとか温泉道場、エージェント・スミス、リングロー株式会社の企業から派遣をしていただいているところでございますけれども、それぞれの活動内容につきましては、JICAにつきましては、

まち経営課の職員とともに、DXの推進ですとか総合振興計画の策定等に携わっていただきました。温泉道場につきましては、地域ブランドというような形で、あと特産品の開発ということで、駅前の食堂での食品メニューの開発ですとか、そういったところの支援等、アドバイス等をいただいております。エージェント・スミス、リングローについては、町のDX推進、それから町民の方へのスマホ、パソコン等の教室等を開いて、そういった町のデジタル化を進めているところでございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから若干今のところを補足させていただきたいと思います。

まず、求める成果の考え方なのですが、私はより長期的に成果を出すということが重要だと思っています。どうしても3年間で何を成し遂げるかというところ、もちろんこれはこれで重要なのですが、より町にとって中長期的にメリットがある形、それから本人にとっても中長期的にメリットがある形に持っていきたいというふうに考えてやっています。とりわけ初期のフリーミッションの皆さんの活動は多岐にわたってしまして、短期的に成果が見えやすいもの、そうではないというのがあります。例えばケースでいうと、映像制作をしている人は、これは成果が見えやすいです。きれいな映像作品をたくさんもう出していて、成果が見えやすいという活動。それから、あとふるさと納税の新しい返礼品を開発する、これも成果が見えやすかったのですが、例えばワイン造りをしたいだったり、あるいは竹細工やパンをここで新しいものを作っていきたいというのは、それはなかなか短期的には成果はなかなか難しいのだと思うのです。それは、やっぱりどちらかというと中長期的視点で成功してもらおう。それで、町に根づいてもらう、あるいは町で起業してもらおう、町に新しい拠点をつくってもらおうということがこの町にとって、とても大きな意味を持つということだと思うので、そういった視点で地域おこし協力隊については考えています。

初期は、フリーミッションで人を募集しました。これはこれで、この地域おこし協力隊の私たちとしての立ち上げ期にはふさわしかったと思います。これは人物重視で採用してきました。おかげさまで、横瀬町は比較的採用母集団が確保できるようになってきたので、ここから第2段階ということで、これからはミッション型が中心になります。具体的には今、人が必要なのはENg a WAの部分ということで、地域商社のところと、それから今回補正予算のほうには計上させていただいているのですが、林業分野で地域おこし協力隊を採るというところにチャレンジしていきたいというふうに思っています。いずれにしても、横瀬町はこうした人材の力を使って、あるいは協働して新しい価値とかがつくっていききたいというふうに思っていますので、引き続きこの部分は力を入れていきたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。

横瀬の新しい取組ということで、定住とともに、人物を見据えながら、より住みよい町をつくっていききたいということでもあります。なかなかすぐに成果が出るという、そんなに入り組んだのだったらあれだけでも、そうではなくて、だんだん、だんだん根づいて、なおかつ町民の中にこういうことで来ているなというのが分かるのが一番いいなというふうに思います。中身をみんなに知ってもらおうというのは、それ

は全部が全部、なかなか広報の仕方とかというのは難しさはあるというふうに思いますが、根づいて、それが町民の生活にとって本当に豊かになってきたのをどう実感できるかというのが課題になるというふうに思います。

町との課題共有の関係、本当に町長とか副町長、それからまち経営課という限られたセクションの人たちはいつもいつも頭の中であって、こうなっているだろうと。ところが、そうでない部署となると、普通のふだんの仕事にずっとかまけてしまうというところが多いというふうに思います。町は問題意識を持って、より住みよい町をどうつくっていくかということが課題だと思いますので、今後もずっと続けていく中身、新たに出てきた集落支援員であるとか、あるいは企業派遣職員、こういう人たちをいかに、ウィン・ウインの関係でいくことが必要で、町が一方向的に求めるのではなくて、来る人たちも自分たちがより豊かになる、そういうものができればというふうに思います。

まとめとして、町長のほうに今後の今の町が着実に進んでいるところ、さらにこういうところでもって、このような方向で進めていければというところの思いというか、そんな点を述べていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 答弁をさせていただきます。

私としては、この地域おこし協力隊、それから活性化起業人の方もそうなのですが、やはり自分の意思を持って、この町に関わってきていただいているということにはとても感謝をしています。とりわけ地域おこし協力隊ですと、若い人が比較的多くて、その人たちが人生の大事な時期を横瀬町に身を投じていただいて、住んでいただいて仕事していただいているということはとてもありがたいことで、大切にしていきたいというふうに思っています。

実は今年から、地域おこし協力隊の先ほど月次報告というお話を差し上げたのですが、それ私細かいところまでは去年まで見ていなかったのですが、ここに来て、自分まで報告を上げていただくようにしています。それと、地域おこし協力隊に関しては、今職員で年に2回面談をやっているのですが、去年からコロナバージョンで20分を15分に短縮したのですが、その職員面談と同時に年に2回は地域おこし協力隊一人一人の話、15分間対話をするということを続けています。これは、引き続き続けていきたいと思っていますし、やっぱり町をよくしていく仲間ということでは、私は職員と変わらずに接していきたいとも思っています、そんなことで一体感を持って進めていきたいというふうに思っています。

○若林想一郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、町民の命を守るために新型コロナ対応についてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 要旨明細1について答弁させていただきます。

秩父地域での新型コロナウイルス感染者への直接の対応や疫学調査は秩父保健所が行っており、ご本人等への対応はもちろん、職場または施設等の対応も保健所の指示により行われております。町では、必要

に応じ関係機関と連携し、感染拡大防止に努めております。さらに、第5波での感染拡大に伴い、埼玉県でも自宅療養者数が急増したことを受け、自宅療養者への生活支援について、個人情報の提供も含め、県とより一層強固な連携体制を構築するため、10月27日に新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書を締結しました。このことにより、自宅で療養されている方への支援がより円滑に行えることが期待されます。

連携事業の主な内容につきましては、1点目がパルスオキシメーターの貸与、2点目が食料品、生活必需品等の支給または購入の代行となっております。県からはパルスオキシメーター50個の貸与と、県が実施する配食サービス用食品セット20食が提供されます。町でも、今定例会で希望する自宅療養者を支援するため、経口補水液、栄養補助食品、レトルト食品等の購入をするための食料費を補正予算に計上させていただいております。個人情報の取扱いやプライバシーには細心の注意を払い、自宅療養者の方が安心して療養できるよう、必要な生活支援を迅速かつ的確に行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 私からは、要旨明細（2）について答弁させていただきます。

従来のガイドラインとなっておりますが、昨年10月、県教育委員会からの通常登校におけるガイドライン以降、変更、予防対策が充実してきたものの主なものについて答弁させていただきます。12歳以上の児童生徒に接種ができるようになったことで、予防接種をする際の考え方や留意点が定まりました。接種時における出席の扱いについては、秩父地区1市4町共通の対応を取ることといたしました。2学期の始まりの頃、複数の学年で行う行事は一堂に会せず、ICTを活用して実施すること、中学校の部活動については週2回、1回90分以内という制限を設けて緊急事態宣言中を実施するというのも変更点でございました。また、臨時休業及びその解除について、当面の目安となる考え方が、さらに濃厚接触者の特定についての考え方が示されまして、それについて9月以降運用することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 答弁ありがとうございます。

新型コロナも大分今落ち着いているというところで、9月議会でも町としてできることは何かということも、一般質問等を含めながら、お互いに論議してきたところであります。実際何ができるかと、今子育て支援課長のほうからパルスオキシメーターであるとか、あるいは食料品だとかということの支援の方法についての話がありました。限られているというか……すみません、休憩をお願いします。

○若林想一郎議長 休憩をいたします。

休憩 午前11時20分

再開 午後 1時00分

○若林想一郎議長 再開いたします。

ここで申し上げます。

5番、浅見裕彦議員から早退する旨の通告がございましたので、ご報告いたします。

なお、5番、浅見裕彦議員の一般質問に対しましては、残りの部分につきましては、執行部から文書で回答していただきたいと思っております。

以上で5番、浅見裕彦議員の一般質問を終了いたします。

○若林想一郎議長 次に、7番、内藤純夫議員の一般質問を許可いたします。

7番、内藤純夫議員。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 7番、内藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

質問1の新型コロナウイルスワクチンの接種についてをお伺いいたします。最初に、横瀬町でのコロナワクチン接種状況を教えてください。

次に、日本でも新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株感染者が確認され、感染拡大が危惧されております。変異株のオミクロン株が世界中で感染拡大をしており、日本でも一部地域では医療従事者に3回目のワクチン接種が始まりました。岸田首相も所信表明で、「2回目の接種から8か月以降の方々に順次接種することを原則としておりましたが、感染防止に万全を期す観点から、既存ワクチンのオミクロン株への感染等を一定程度見極めた上で優先度に応じ、追加承認されるモデルナを活用して、8か月を待たずにできる限り前倒しします」と言っておられます。町長も今朝のあいさつの中で、2月下旬から3回目のワクチン接種が始まると言っておりましたが、横瀬町で集団接種が行われるのかお聞きいたします。

また、11歳以下の児童へのワクチン接種に対し、埼玉県からの通達、情報がありましたらお教えてください。

9月定例会で、富田町長にワクチン接種に対し、役場の対応を含め自己採点で何点つけられるかお伺いしましたところ、総合的には75点であるが、役場の職員はよく働いてくれたとの回答を得ました。富田町長も毎回会場でサポートされ、医療従事者の方、町職員の方、皆さんよく働いていただき、町民の方も安心して接種に臨めたと思っております。大変よくやっただけでしたが、3回目のワクチン接種及び感染防止対策につきまして、これからも100点を目指して行動していただくようお願いいたします。

質問2の横瀬町保育所の今後の在り方及び経営方針についてお伺いいたします。横瀬町保育所の在り方ですが、平成27年度から平成31年度にかけての横瀬町子ども・子育て支援事業計画の第6章、「計画の推進に向けて」の中で、「本町においては、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者への意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども

園への移行を進めていきます」と書いてあり、子ども・子育て支援会議が保育所機能の民営化について検討部会を立ち上げ、支援会議としては保育所機能の民営化もやむを得ないとの答申を出しましたが、富田町長が全く動く気配がないので、平成30年6月議会で保育所の存続について質問しましたところ、平成30年度中に方向性を決めたいとの答弁を受けました。そして、令和1年8月の「広報よこぜ」で、令和5年3月末をめどに保育所機能を民営化し、横瀬町保育所を閉所する方向で進めていきますと発表しましたが、令和2年10月の「広報よこぜ」で、横瀬町保育所の閉所見送りについてのお知らせを発表いたしました。今までの経緯と、誰がどのように決めているのかお答えください。

災害とも呼べるこのコロナ禍の中、保育、育児教育の在り方をどう考えているのか、そして保育所の今後の在り方及び経営方針をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 質問1、コロナワクチン接種についてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 要旨明細1から3について答弁させていただきます。

横瀬町の接種状況につきましては、12月8日現在で12歳以上での2回目接種者数は6,575人で、接種率は86.7%、65歳以上では2回目接種者数は2,530人で、接種率は88.8%となっております。横瀬町町民会館での集団接種につきましては、5月22日から11月28日まで計26回実施し、延べ4,375人の方に接種を行いました。そのうち横瀬町民の方は延べ2,697人で、全体の61.6%となっております。

3回目接種につきましては、国の方針では3回目接種対象者として、18歳以上の2回目接種完了者全てに対し、3回目接種の機会を提供するとし、使用するワクチンは1回目、2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社ワクチンまたはモデルナ社ワクチンを用い、当面は薬事承認されているファイザー社ワクチンを使用することとしています。接種間隔については、2回目接種完了から原則8か月以上となっております。秩父地域では、3回目接種につきましても1、2回目接種と同様、1市4町と秩父郡市医師会が協力して実施していきます。一般住民の方へのスケジュールとしましては、まず1月後半から2回目接種の時期に応じ、段階的に接種券を発送し、2月中旬に予約を開始し、2月下旬からは接種を開始する予定です。接種会場につきましては、集団接種として、令和4年2月26日から秩父圏内5会場、月1から2回のペースで実施する予定です。横瀬町での集団接種は、横瀬町町民会館において、3月中旬からを想定しております。また、個別接種は、令和4年2月28日からの実施において、秩父郡市医師会医療機関等へお願いをしております。予約方法につきましても1、2回目同様で、コールセンターまたはラインでの予約となります。1、2回目の接種では、予約が取れないなど大変ご迷惑をおかけいたしました。3回目接種は、予約枠を接種可能人数を上回る水準で確保したり、コールセンターのオペレーター人数を増やし、体制を強化したりする等混乱が生じない対応をしていく予定です。

11歳以下の接種の検討につきましては、国の指針として、12歳以上とは別の取扱いとなる小児用ファイザー社ワクチンを使用し、2回接種とし、早ければ令和4年2月頃から接種を開始するとしています。また、小児への接種であることを踏まえ、通常の副反応に加え、入院が必要となった場合等に適切な対応を取れる体制を必要としています。秩父地域では、小児への接種については、実施に向けて現在秩父郡市医

師会等と調整をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 ありがとうございます。

先ほども言いましたように、感染拡大防止対策をしながらやっていただきたいと思います。特に11歳以下の方が始まると、大変いろんなことが起こるかもしれませんので、万全を期してワクチン接種のほうをよろしく願いいたします。

質問は以上です。結構です。

○若林想一郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、横瀬町保育所についてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 私のほうからは、これまでの経緯について説明させていただきます。

保育所機能の民営化につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、子育て施策等について調査、協議等を行う機関である横瀬町子ども・子育て支援会議の中に、平成28年度に検討部会を立ち上げ、検討部会で4回、支援会議で3回、慎重かつ熱心に検討を重ねていただき、平成29年2月に報告書を町へ提出いただきました。また、議会全員協議会でも平成29年度から平成30年度にかけ、4回ご協議いただきました。子ども・子育て支援会議の報告書や議会全員協議会での貴重なご意見等を踏まえ、町としては平成31年3月に保育所機能を令和5年3月をめどに民営化する方向で進めていくこととし、その後情勢を見ながら、具体的な進め方を検討してきました。

この間、保育環境にも大きな変化がありました。1点目が、令和元年10月から幼児教育の無償化が始まり、保育のニーズが高まっております。2点目が、未就学、ゼロ歳から5歳の子供の数が想定よりも減少が抑えられています。3点目が、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応等、緊急時における児童の受入れ確保等、想定外の対応が必要な場面も想定されることです。このようなことから、令和2年9月議会定例会冒頭の町長あいさつの中で、令和5年3月末の閉所については行わない旨表明しました。その後、民営化の見送りにつきまして、町民の皆様へは「広報よこぜ」にてお知らせし、保育所利用児童保護者の皆様には通知でお知らせしました。なお、子ども・子育て審議会委員の皆様へは、令和2年7月31日の審議会において、保育所機能の民営化につきましては、状況の変化を踏まえ検討している旨お伝えし、令和2年9月3日に横瀬町保育所の見送りについての通知を発出しております。

以上、経緯について説明とさせていただきます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから、ご質問いただきました今後の在り方、運営方針というところを中心にお話をさせていただきます。

本件につきましては、横瀬町が人口減少していくという中で、20年間で3分の2に人口がなってしまう

というペースで、横瀬町の人口減少は進んでいましたので、どこかの時点では町で抱えて運営継続が難しくなるぞというふうに思っていました。これは、今でもそう思っています。こういった問題は、やっぱり早めに議論はしていきたいなという思いがありまして、子ども・子育て支援会議の検討部会を中心に、今回は様々な角度から議論をしていただきました。結果、民営化もやむなしという答申もいただいております。

ところが、その後に大きな状況の変化がありました。今、課長のほうからもご説明させていただきましたが、大きくは3点でして、1つは幼児教育無償化の流れです。これで、従来の想定よりも保育が必要なご家庭の裾野が広がったというのが、これが1つで、2つ目が、これはうれしい誤算ではあるのですが、横瀬町の年少人口の減少スピードが少し歯止めがかかってきたということです。出生数がある程度減少はしていますが、当初想定よりも落ちていなくて、そのスピードに歯止めがかかってきたということです。これが2つ目。3つ目が、まさに今のコロナの感染症の流行の状況があって、これによって従来の考え方とは違う保育環境のリスク管理、とりわけ育児スペースの在り方とか、あるいはスペースを十分に取るとか、やっぱりできれば別の場所であるとかということの意味合いも変わってきました。それらの状況を踏まえて、当面は存続という結論を出しました。

当面継続という結論をまず出したという中で、今後なのですけれども、この先の考え方なのですけれども、基本的にはこれ急にできない話だと思っています。これは、利用者の方の利便性だったりというところは非常に重要ですので、よっぽどのことがなければ急な閉鎖はできないと思っています。緊急の状況がなければ、少なくともアナウンスをしてから閉めるまでに、私はやっぱり5年程度は必要だというふうに考えています。したがって、今後は5年ごとにその先の5年間を考えていくというふうにしたいと思っています。具体的には、令和5年3月まで閉所をしませんというところまでは出していますので、令和5年3月の前に、次の令和10年3月までの方針を決めるということをやっていくのだろうなというふうに思います。まだ人口減少は進んでいるわけですから、いずれは民営化が必要になるかもしれません。という何というか、てんびんにかけるような形にはなるのですが、そういう心構えで今後は進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 ありがとうございます。

それでは、一応令和5年3月までは存続ということで、コロナのための受入れの確保ということで存続もやむを得ないと思うのですが、保育所は今借地であるということと、建物の老朽化という問題が大変ありますが、その辺のことはどう考えているのか、どう予算措置をしていくのかちょっとお伺いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

まず、借地使用に関してですけれども、地主さんのほうにも民営化についての検討をしているという旨お伝えさせていただきまして、閉所を見送ったというときにも説明をさせていただいております。今現在ご理解をいただいている状況であります。また、必要な対応については、その都度協議をさせていただければと考えています。

あと建物についてですが、確かに老朽化が進んでおりますが、まだ使用に耐えられない状況ではありません。必要なことにつきましては、メンテナンスをしながら、保育環境については十分配慮しながら行っております。

以上です。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 大体今お答えさせていただいたとおりなのですが、建物に関しましては、今まち経営課のほうで公共施設の管理計画というのをつくってしまっていて、その中でこれも見直しをしたのですが、これも想定以上に保育所の建物は使用に耐え得るという形になりましたので、しばらく今の形で使えるというふうに判断をしています。

○若林想一郎議長 再々質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 そのしばらくというのは、令和10年頃まではメンテナンスでどうにか乗り切れるという考えでいらっしゃるのですか。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 メンテナンスをしながら、そのくらいまでは大丈夫だというふうに考えています。

○若林想一郎議長 以上で7番、内藤純夫議員の一般質問を終了いたします。

○若林想一郎議長 次に、2番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

質問事項は3点です。1、小学生の通学、要旨明細(1)、ランドセルについてです。近年、ランドセルの重量についてメディアで取り上げることが多くなっています。保護者からも、ランドセルの重量について複数の相談がありました。小学生の3人に1人がランドセル症候群になっているという調査結果が、学校用水着開発の大手、フットマークから発表されました。ランドセル症候群とは、自分の体に合わない重さや大きさのランドセルを背負ったまま長時間通学することによる心身の不調を表す言葉、小さな体で

3キロ以上の重さがある通学かばんを背負って通学することによる筋肉痛や肩凝り、腰痛など身体異常だけでなく、通学自体が憂鬱に感じるなど、気持ちの面にまで影響を及ぼす状態を言うそうです。ランドセルの重さに関する意識調査の対象は、通学にランドセルを利用している小学校1年生から3年生と、その保護者1,200人、対象児童の90.5%がランドセルが重いと感じていると回答し、保護者の85.8%が子供にとってランドセルが重過ぎるのではないかと感じているという。ランドセルの重さは平均3.97キロで、3キロ以上ある割合は65.8%、重く感じる児童の3.1人に1人が通学時に肩や腰、背中などの痛みを訴えることがあると判明したとのことでした。

以上のことを踏まえて質問いたします。現状のランドセルの課題についての見解をお伺いいたします。

質問事項2、都市計画、都市計画マスタープランについてお伺いいたします。今年9月の所管事務調査において取り上げましたが、そのときから状況が変わったことが伝わってきました。私が都市計画マスタープランの中で最重要視しているのが、宮地横瀬線の開通です。秩父市の都市計画マスタープランにも宮地横瀬線は記載されています。現状の進捗状況などをお伺いいたします。

3つ目、職員の資質向上、(1)、職員の研修について。昨年4月より、第6次横瀬町総合振興計画が開始しました。今回の振興計画においては、SDGsが項目ごとにひもづけられていますが、職員の第6次横瀬町総合振興計画、理解度はしっかりとできているのか。また、入庁3年目までの職員はSDGsの研修を受けていないと思いますが、SDGsをリンクさせている第6次横瀬町総合振興計画を読み解けているのかお伺いいたします。

最後に、職員の研修の在り方、各課ごとに実施、参加することでスキルアップにつながると考えるが、今後の方向性についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 質問1、小学生の通学に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 それでは、私のほうから要旨明細(1)について答弁させていただきます。

まず、ランドセルの重さということですが、調査した小学校1年生から3年生について、いずれも平成30年12月の議会で答弁したランドセルの重さ3.8キロよりも軽い状況になっております。その点を踏まえて、現状のランドセルの課題ということですが、持ち物の負担軽減に向けて、発達段階に応じ、児童の過重負担にならないよう柔軟な対応をしまいたいというふうに考えております。

また、ランドセルの背負い方を工夫することで、できるだけ負担を軽く感じるということがありますので、機会を捉えて、学校から保護者に知らせていくようにしまいたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございます。

その工夫するということが本当に必要になってくるということも十分分かるのですが、これからの時代ですと、工夫する手段が2つあるなというふうに思っていて、その1つ目が文科省から児童生徒の携行品

に係る配慮についてという通達が2018年ぐらいですか、出ております。いわゆる置き勉という形を認める、推奨するということだと思っておりますけれども、その中で教育長の置き勉に対する見解をまずお伺いしたいのが1点。

そして、もう一つが、今タブレットが各生徒に配られておりますので、いかにタブレットに教科書とか必要なものを内蔵するというか、取り込むというか、今後長期的な課題になっていくと思いますが、その観点に関してはどういうお考えを持っているかお伺いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 それでは、ただいまの再質問に対して答弁させていただきます。

重さ、いわゆる置き勉への見解というふうなことなのですが、今実は小学校1年生から3年生まで調査をしましたが、持って帰っているものというのは非常に少なくなっています。例えば1年生でいいますと、国語の教科書、漢字ドリル、漢字ノート、算数の教科書、計算ドリル、計算ノート、連絡帳等でありまして、この重さで1.7キログラムぐらいとなっておりますので、ランドセルの重さと加えても3.35キログラム程度のものであるというのが今の状況になっております。実は置き勉というふうに言われるものなのですが、教科書類のそれ以外の教科書、生活、書写、図工、音楽、道徳、こういったものはみんな置いているというふうなことを踏まえたりしますと、これ以上置いていくというのは、実は難しいかなというふうに思っているところがございます。それが1つ目の回答でございます。

2つ目のタブレットの関係でございますが、いわゆる今横瀬町で使っておりますクロームブックと言われるものなのですが、この重さが1.3キログラムございます。これを踏まえますと、今は非常事態での持ち帰りということになっておりますけれども、これを仮に日常的に持ち帰るような状況が起こってきた場合には、さらにこの置き勉についての検討を加えなければいけない。小学生ですから、何でもかんでも全て置くというわけにもいかないでしょうが、その辺は検討していく必要があろうというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

本当、この秩父地域はランドセルという話題が割と今多くあって、非常にランドセルの扱いは通学時のランドセルの課題など、いろんな話が議員間でも議論されておりました。1つの回答は、今日教育長から我が町の現状がしっかりと表明されたので、ちょっと安心した部分があります。

一方で、タブレットの重さが1.3キロということで、普通に考えたら、割と重いタブレットだったのだなと今は思うのですが、これは昨日県議会議員の一般質問で阿左美県議が聞いていましたけれども、タブレットなどはまた定期的に交換をしなくてはいけなくなる時期が来るという質問があって、今後交換をするときに、この重量についても十分配慮したほうがいいのかというふうに個人的には今聞いて思ったのですが、町長、見解的に今後の教育現場でタブレットと教科書とランドセルはどういうふうに進ん

でいくか、突然の振りで申し訳ないですが、感想があれば。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 そうですね、感想的なものになってしまいますけれども、当町は「人に優しいテクノロジー」を活用してというところを一つテーマとして掲げています。このタブレットは、より人に優しいテクノロジーとして活用されていけばいいなというふうに思います。

それと、ランドセルに関しましても、やっぱりいろんな形はあっていいのだと思うのです。例えばランリュックみたいなものもあったり、それはやっぱり人によって違うのだと思うのです。だから、人によって、その人が一番いいランドセルの形というのは子供たちの特性や個性によっても変わってくると思うので、皆がそれぞれの人に合った形で使っていただけるようになったらいいなというのは思います。

タブレットに関しては、基本的な性能と、あとポータビリティというのですか、持ち運びはどうかというのは、これはやっぱりてんびんにかけて決める話かなというふうに思いますので、そういう中で横瀬町としての最適解を常に探っていくというのですか、そういう方向で考えていきたいなというふうに思います。

○若林想一郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、都市計画に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 それでは、私から質問事項2について答弁いたします。

質問の中の宮地横瀬線についてですが、今年度、令和3年の9月に策定した横瀬町マスタープランにおいても秩父市と同様な位置づけで、広域連絡軸、広域的な道路網の整備として位置づけております。そうした中、現在宮地横瀬線については、秩父市と共通認識が図れていると考えております。

なお、今後も引き続き秩父市と連携を図りながら関係機関と調整を行い、具体化に向けた準備、検討を進めていけたらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

これ所管事務でやったときと、本当に今現在置かれている状況が全く変わってしまっているのが、いかにこの問題に早く取りかかれるかというのが、横瀬の国道の渋滞緩和だったり、住民の通勤、通学時に安心を担保するというか、やっぱりこのところ車の事故が多くなってきているのは渋滞だの割り込みだのというのが原因になっていまして、非常に我々も早く何とかしてこれを解消しなければという思いが強いのですが、実際町の職員、市の職員の担当者レベルではある程度意思疎通が取れている、そういうふうに私は認識しているのですが、一方首長さんが変わってから二転三転した今回の話なので、ここの問題に関しては、ぜひ町長は市長と早めにこの問題について話合いをしていただいて、より早く方向性を見だし

てもらいたいなど。ここの案件というのが道路議連、我々議員の道路議員連盟の重要課題にも位置づけられていまして、首長さんたちの合意がしっかりできていないのに我々議員連盟が走り出すことはなかなか難しい部分でもあったり、ちょっとややこしいので、そこがしっかりと明確に横瀬と秩父はこの道路を進めます、そうすると県もここに予算をつけましょう、早く調査費をかけましょうということになると思いますので、ぜひともその意気込み的なものがもし町長あれば、これは建設課長では答えられないと思うので、町長のほうにお伺いします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、お答えします。

議員が先ほどおっしゃった状況が変わったというのは、誤解なき意味で、横瀬町の状況は変わっていません。二転三転というのも、これはすみません、横瀬のほうでは全く変わっていませんので、それは皆さんにも誤解なきようにというふうに思っています。

これ、先ほど建設課長のほうから答弁させていただきましたが、横瀬町の向かっている方向と秩父市の方向は基本的には合っていると思っています。なので、そこにそごはないです。秩父市は、市長さんが今期替わられたのですが、ちょっと実は非公式の場でその話は私のほうからさせていただいたことがありまして、ご判断も聞いたところ、そこでも温度差は感じませんでした。

あとは、一歩ずつだと思うのですけれども、秩父市さんのほうでも実務のほうに少しずつ落としていただくと部分、うちのほうはうちのほうで引き続きという部分で、そこで同じ方向を向いて、引き続きいければなというふうに思っています。ちょっとこれ息の長い話にはなるのだと思うのですけれども、しっかり取り組んでまいりたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

ないようですので、質問2を終了いたします。

次に、質問3、職員の資質向上に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうから前半部分、総合振興計画とSDGsの関係についてご答弁のほうを申し上げます。

総合振興計画につきましては、SDGsのひもづけとは関係なく、職員一人一人が理解し、実践し、必要に応じて見直していくと、こういうふうに扱っていくものだと考えております。日々手元に置いているものであり、十分理解されているというふうに私は考えております。

本計画では、課ごとの縦割りの政策に、町の目的に向けた横串を入れて7つの柱をつくり、実行することになっているわけなのですが、そこにもう一つの視点を加えてくれるものとしてSDGsがあるということになります。ご案内のように、SDGsは環境問題のみだけではなくて、経済、社会、環境の3つの側面から、あらゆる分野で指針とすべき考え方として示されています。総合振興計画において、SDGsから学び、指針とすべきことは多いというふうに思います。それを意識しながら進めることが、町の

施策に役立つものとして、参考にすべきものだと考えているところであります。ですから、町の目的、目標達成に向かう中で、結果としてSDGsの達成にも寄与することになるという、こういう位置関係になるというふうに私は考えております。現時点で、全ての職員がSDGsについてきちんと勉強できているかということとなりますと、そうでないかもしれないというふうに思います。

町の計画との関係で申し上げますと、まずSDGsを勉強しなければということではなくて、町が行うべき施策、これを考え実践する中で、SDGsの視点を参照、勉強していくと、こういう位置関係になるというふうに考えています。ですから、SDGsの研修を受けていないから、町の計画を読み解けていないという関係にはございません。ただ、職員がSDGsを知る、理解するということはとても大切なことですし、町の計画推進にもプラスになると考えております。小さなことを含めて、SDGsの理解が進むような役場内での取組を今後考えていきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 丁寧なご説明ありがとうございます。

結果的に皆さんこれで、今日副町長がこういう答弁をいただいたので、今この議場での話を各課で耳を立てていらっしゃる職員さんたちもいらっしゃると思うので、このことが一つのきっかけで、より職員さん皆さんが資質向上を意識していただけるように、その一つのきっかけになればいいなと今思っています。

あとは、本当に職員さんが自分たちでこういう研修会に行きたいということを発言しやすいとか、申込みしやすい、上司の方にこれを受けに行きたいですというのを言いやすい環境を整備していただけたらなと思っていますので、そこは総務課長ですか、そういうふうな工夫、努力を今後していただければどうか、ご回答いただければと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問について私のほうから答弁をさせていただきます。

研修に向けてのいい環境づくりということで、今のタイミングでも職員のほうが研修に行きたいということは言いやすい環境にあるとは考えております。引き続き、全職員が自分の能力向上等を図れる環境づくりは今後も必要なことと考えますので、その辺については、また職員のほうには周知をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

ないようですので、2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

○若林想一郎議長 次に、4番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、公明党の宮原みさ子です。議長のお許しを得ましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

初めに、带状疱疹予防接種について質問をさせていただきます。带状疱疹とは、多くの人が子供のときに感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こります。水ぼうそうが治った後もウイルスは体内に潜伏していて、過労やストレスで免疫が低下すると、ウイルスが再び活性化し、带状疱疹を発症します。日本での発症頻度は、年間1,000人当たり5人とされておりますが、年が増えていくごとに、より増加していき、50歳を境に発症率は急激に上昇します。70歳以上では、1,000人当たり10人以上になると言われています。そして、80歳までに3人に1人が発症しているという報告もあります。今後ますます高齢化が進むことを考えると、緊急を要する事態とも言えます。今は、抗ヘルペスウイルス薬が登場し、治療成績は飛躍的に向上いたしました。現在でも様々な合併症や带状疱疹の神経痛で長年苦しむ患者が少なくありません。この带状疱疹も神経痛も、加齢とともにリスクが高くなり、50歳以上では2割が移行するとされております。带状疱疹ワクチンの接種を、アメリカでは10年以上前から接種されていたようですが、日本では2016年3月に50歳以上の人に対する带状疱疹予防として、効能、効果に追記されました。海外でのワクチンの効果は、带状疱疹発生率が50%以上、带状疱疹後、神経痛が66%以上も減少したという結果が得られております。

現在、65歳以上の高齢者に肺炎球菌ワクチンの予防接種が行われております。まだ接種していない人も多くおりますが、一応一巡している状況となってきたと伺っています。当初このワクチンも、町民の間では認知度も低いものでした。しかし、町から接種通知が各家庭に郵送され、一気に接種する人が増えました。これと同様で、現在带状疱疹ワクチンがあると知っている方はほとんどおりません。带状疱疹予防接種ワクチンは2種類あり、生ワクチンは1回接種で自己負担7,000円から8,000円くらい、不活化ワクチンは2回接種で、1回接種の負担金が2万円になります。両方ともメリット、デメリットはありますが、自己負担額が高額にはなります。町として幾らか助成を考えていただき、広く広報やパンフレットの送付などでこのワクチンを知るきっかけになるのではないのでしょうか。带状疱疹になって苦労した人、また見たことがある人は、大変苦しい思いをしたくないと、接種するきっかけにもなると思います。

そこで、質問いたします。1点目に、感染症である带状疱疹に対して、町はどのように認識しているのか。

2点目、带状疱疹予防接種への助成は考えているのかお伺いいたします。

続いての質問は、網膜色素変性症に関する町の対応についてお伺いします。失明の原因になる網膜色素変性症とは、暗いところで目が見えにくくなる夜盲症や、視野が狭くなる視野狭窄が進み、さらには視力が低下し、失明してしまうこともある進行性の病気です。治療法が確立されておらず、国指定難病の一つとなっています。網膜色素変性症の患者は、就労や就学するとき、また災害時に避難しようとしても真っ暗な中では身動きが取れなくなるなど、生活に困難を極めています。近年患者にとって朗報となる暗所視支援眼鏡が、九州大学と民間企業の共同で開発されました。この眼鏡は、高感度カメラの画像を目の前のデ

イスプレーに投射し、暗いところでも明るく見えるようにするものであります。日常生活を安心して過ごせる用具であり、進行した緑内障の患者にも活用できるということです。網膜色素変性症の患者支援に、暗所視支援眼鏡を日常生活用具給付事業に追加できるか。この日常生活用具給付等事業とは、市町村が行う地域生活支援事業のうち、必須事業の一つとして規定され、重度障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付、または貸与すること等により福祉の増進に資することを目的とした事業です。当事者の命と生活を守る支援策として、町の考えを伺います。

1 点目として、網膜色素変性症の対象者数と身体障害者手帳取得状況についてお伺いします。

2 点目として、日常生活用具給付等事業の実施状況についてお伺いします。

3 点目として、「暗所視支援眼鏡」を日常生活用具給付等事業の品目に追加していく考えはあるか伺います。

以上、壇上より質問いたします。よろしくお願ひいたします。

○若林想一郎議長 質問 1、带状疱疹予防接種についてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 要旨明細 (1)、(2) について答弁させていただきます。

带状疱疹については、議員おっしゃるとおり、子供のときに感染する水ぼうそう等により多くの人が免疫を持っていますが、加齢、疲労、ストレスなどによる免疫力の低下が原因で発症するようです。带状疱疹の予防としては、日頃から十分な休息を取りながら免疫力の維持を心がけ、免疫力を低下させる疲労やストレスのない規則正しい生活を送ることが大切です。また、予防接種については、免疫力を強化し、発症を防ぐことができる有効な予防策の一つであると認識しております。

予防接種への助成につきましては、以前にも大野議員からはおたふく風邪ワクチン予防接種の助成、宮原議員からは任意インフルエンザ予防接種助成の対象者拡大につきましてご質問をいただきました。その際も、予防接種につきましては秩父郡市医師会のご理解とご協力により、秩父郡市ほぼ統一し実施しております。秩父管内の担当者会議や医師会との秩父保健医療福祉総合対策会議で検討していきたいと答弁させていただきました。現在医療機関では、新型コロナワクチン接種等にご尽力いただいております。お忙しい中ではありますが、機会を見つけ、秩父管内の担当者会議や医師会との対策会議で情報共有し、検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

4 番、宮原みさ子議員。

○4 番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。前向きに考えていただきたいと思います。

それと、このワクチンですけれども、平成28年の3月以前から製造されていた水痘ワクチンに、50歳以上を対象として带状疱疹に対する効能が追加、承認をされております。このワクチンと同等のものが海外でも使用されており、带状疱疹の発症率を半分に減らしたというデータもございます。さらに、平成28年6月に予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価小委員会というものがありますが、そこで带状疱疹予防を目的に水痘ワクチンを用いた定期接種、法律に基づく予防接種として実施すること

の是非に関する検討が始まり、現在定期接種を行った場合に期待される効果や安全性についての議論がされております。また、平成30年3月には、带状疱疹の予防を目的とした带状疱疹ワクチンが承認されておりますが、現在まだ未販売となっております。

しかし、現在任意接種ということでありまして、ワクチンを受けるのにも1万円前後、2万円ぐらいまで1回受けるのにかかります。これが、接種への大きなハードルの一つとなっております。これが定期接種の対象となれば、費用の一部に対して地方交付税措置が図られ、高齢者のインフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンなどと同じように個人の経済的負担が軽減されます。町が全国的に先駆けて、横瀬町も医師会を通さなければできないことでありますけれども、横瀬町が一番先にこういう助成を出していただけるといふ方向になっていただければ、埼玉県、国を動かし、公的になっていくのではないかと思いますので、このことについて町長はどのように考えておられるのかお願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからお答え申し上げます。

带状疱疹は、私にとってもとても身近だなというふうに感じてまして、町民の方で何人もつらい思いをされたとか、自分の身内でもいるのですけれども、つらかったお話はよく聞いております。そういう中で、ワクチンの効果があるとするならば、その接種のハードルを下げるということは前向きに検討してまいりたいなというふうに思っています。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ぜひぜひ前向きに進めていただきたいと思います。私も議員になってから带状疱疹になりまして、やっぱりかなりつらい思いもいたしましたし、議員さんの中にもいまして、これが本当に公費というか、助成金があってやっていただけるようになれば、もっと打てる方が多く軽減されると思いますので、ぜひぜひ医師会に呼びかけを町のほうからしていただければと思ひまして、質問を終わりにいたします。

○若林想一郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、網膜色素変性症の方への生活支援についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 質問事項2について答弁させていただきます。

まず、要旨明細(1)についてですが、令和3年3月31日現在、当町で身体障害者手帳をお持ちの方は266名いらっしゃいます。視覚障がいによる方は14名おり、そのうち網膜色素変性症の方は4名でございます。

続きまして、要旨明細(2)についてですが、障がいのある方や難病の方が自立した生活を送れるよう、横瀬町日常生活用具給付事業実施要綱により日常生活用具の給付を行っております。給付の対象者は、購

入に要する費用の1割相当を負担することになりますが、収入に応じ上限額の設定もあり、負担の軽減をしています。昨年度の給付実績は137件、139万4,822円で、視覚障がい者用ポータブルレコーダーやストーマ装具等の給付を行いました。給付の対象となる用具については、安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、日常生活の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するもの等の要件に当てはまるものとなっています。現在、視覚に障がいのある方に給付できる用具は、視覚障がい者用拡大読書機や視覚障がい者用活字文書読み上げ装置、視覚障がい者用ワードプロセッサなど、15種類の日常生活用具が給付の対象となっています。

続きまして、要旨明細(3)についてです。先ほどご説明いただいたとおり、暗所視支援眼鏡は眼鏡前面中央にある低照度高感度カメラで撮影した映像を、両サイドの小型プロジェクターからシースルーディスプレイに投映し、広角で明るい映像を映し出すことができることから、視野狭窄のある方で中心視野が残っている方や夜盲の症状がある方に効果があると言われていています。この暗所視支援眼鏡は、映し出される映像は小さくなりますが、見える範囲が広く、多くの情報が得られるため、視野狭窄に有用と言われていています。また、夜盲の方についても、夕方の薄暗がりでも道路の白線がはっきり見えるなど、明るく映し出されるということです。

議員のおっしゃるとおり、暗所視支援眼鏡を利用することで日中や夜間の外出もしやすくなり、日常生活の広がり、災害時の自力移動、避難が可能となることから、障がい者の自立にもつながるものであり、網膜色素変性症の方の生活を支援する上で効果があると考えられます。これらのことから、効果を十分検証し、助成対象用具にできるよう検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 前向きな答弁をありがとうございます。

私がこの網膜色素変性症の病気ということを知ったのは、昨年箱根駅伝で網膜色素変性症の難病を抱えながら完走した、懸命に練習に励み、走り抜いた選手の活躍がテレビで放映されたことで私も知りました。完走後に、この選手が語った「同じ病気の人に励ましを送りたい」との言葉に、多くの方も感動されたと思います。この病気があるとやっぱり前から知っておりましたけれども、九州大学とかそういう方たちがこの暗所視支援眼鏡を開発され、本当に今に至っていると思います。ただ、まだ国のリストというか、国では認めていないというのが現実のところでございます。

ただ、国のリストには入っておりませんが、埼玉県内でもこの決定追加をされたというところが深谷市、鶴ヶ島、毛呂山町と聞いております。どのようにこの市が判断を決定したのかというと、やっぱり当事者の方からのご相談があったということを知っております。本当にこの眼鏡を使ってどれぐらい見えるようになるか、そういう検証も行った上での追加となっております。横瀬町といたしましても4名の方がいらっしゃる。本当1台40万円の高額なので、そういう人たちの本当に自立、今後の支援にもつなげていければと思いますので、町としてどのようにこのことに関して取り組んでいきたいのか町長にお伺いし、質問を終わりにさせていただきます。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、お答え申し上げます。

網膜色素変性症に関しては、分かっているところで横瀬町で4名の方がこの病気で苦労されています。横瀬町は、「カラフルタウン」を標榜しています。また、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念にも共鳴をしています。網膜色素変性症で苦しむ方の生活支援は前向きに検討してまいりたいというふうにあります。

○若林想一郎議長 再々質問は。

ないようですので、4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○若林想一郎議長 再開いたします。

○若林想一郎議長 次に、8番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

住民に福利が届く予算編成を来年度予算及び3月補正予算についてお聞きいたします。毎年12月議会で聞いています。住民福祉の向上のために存在している地方自治体として、令和4年度予算作成に当たっての方向性をまず町長にお聞きします。

ここ数年懸念であった横瀬小学校建設費に対し、町長は財政調整基金の増額など苦慮されていたと感じましたが、国からの補助、起債などもほぼ確定したこの時点で横瀬町の財政事情をどう捉えているのでしょうか、お聞きします。

来年度予算は新たなまちづくりを目指し、住民が生活しやすいと実感する環境インフラなどの整備が進むことを期待しています。また例年、「まだ未定です」の回答ですが、3月には緊急財政支援などを含む大きな補正予算案、新年度予算案が提出されます。計画性、統一性のある行政をお願いしている者としては、事業案に驚いたものもありました。国のシステムのせいだとしても、予見しておくことは大事だと思います。特に今年は30兆円超えの大規模な補正予算が報道されています。昨年は、旧給食センターの解体がありましたが、私は旧芦ヶ久保小学校体育館などの解体整備を期待していました。町の課題である借地料の削減など、将来へ向けての財政のスリム化にも着手してほしいと考えています。町長が来年度実現し

たいと考えているまちづくりの政策をお聞きいたします。

また、各課で来年度実施計画にのっている主な事業案、また国補助等により次年度の事業計画の前倒しを検討する場合の事業案についてもお聞きします。

また、私の議員としてのライフワークとしている数点についてお聞きいたします。総務部門の投票率向上のための予算措置ですが、常々努力していただき感謝しています。投票率向上は、町民が政治、行政を自分事と捉えるまちづくりの第一歩と考えています。主権者教育も始まりました。各地で様々な取組がなされています。町でも「カラフルタウン」にふさわしいアイデアを実現していただきたいと思います。

まち経営部門において、9月議会で町長が答弁された兔沢町有地駅周辺の絵を描きたいの実現に向けての予算措置はされるのでしょうか。

福祉部門において、「厚生労働省が子供の養育や虐待防止対策の骨格案を提示し、虐待予防などのため、若年妊婦や子育て家庭に対する支援を強化」と新聞紙上にありました。児童扶養手当等、国の支援もありますが、町営住宅廃止による予算も削減されることもあり、町独自の支援として、以前提案したひとり親世帯への民間アパートへの補助金などの予算措置はどうでしょうか。また、その他の世帯においても、孤立化や5080問題など多様な支援が求められています。まずは相談しやすい体制が必要と考えていましたので、来年度よりなんでも相談室を実施していただくことに期待しています。職員が一生懸命やっていたことは実感していますので、より住民に福祉が行き届き、実感されるよう幅広に仕事ができる予算措置を期待しています。

振興課部門においてですが、JA、武蔵野銀行の突然の撤退を残念に思っています。今後、町を支えてくれているその他事業者、武甲山関連会社や地場事業者、数年前廃止のショックが走った西武鉄道などと情報を共有する、より友好的な関係を構築していかなければと考えます。新規事業誘致が難しい中、既存企業の発展や維持は住民生活に大きな影響を与える大事な政策と考えます。各事業者と情報の共有、信頼関係の構築、事業者への有効な支援に向けての予算措置についてお聞きします。

農業及び森林政策においても、担い手が高齢化する中で、保護、育成のため集約化などへ進むべき支路であると考えます。農地、林地を守る一つの方法として提案ですが、地域おこし協力隊、退職した農業技官などが活躍している集落支援制度を活用し、観光協会と同じように町補助金を活用し、農業法人をつくれませんか。継続して行うには、会社組織が必要と考えます。立ち上げまで役場主導で行うことで、農地等の集約は役場の信頼があれば個人も貸しやすいのではと考えます。若者などの雇用も期待できます。農地や環境の保全となり、田園風景や農業体験などは観光資源ともなります。先日の首相の所信表明でも、デジタルによるスマート農業に言及していました。DXは、副町長に努力していただいています。立ち上げに向けての補助金の創設などはどうでしょうか。

建設部門ですが、以前から横中北側の町道118号、川西の町道6号線、宇根の町道4号線など生活道の整備をお願いしてきました。補助整備により農道は整備されましたが、生活道としての町道の整備が進んでいないと感じています。車道、車の道ですが、主体の整備ではなく、児童生徒の交通安全対策として、まず歩道等の整備を進めてほしいと考えています。町道のインフラ整備は、安全で住みやすい町、景観のきれいなまちづくりには必須条件です。家屋の新築による人口増は、住民税増加、固定資産税増加の一連とも考えています。投資的経費だと思しますので、単独でも毎年一定程度の予算措置は必要と考えていま

すが、どうでしょうか。

教育関連ですが、横瀬小学校校舎が一段落した後、スポーツ交流館前を含む校庭周辺整備が必要と考えます。どのような予算措置がされるでしょうか。

また、小中学校費の中に学用品等各扶助費があります。福祉関連でもお聞きしましたが、支援の必要な児童生徒に有効に届いてほしいと願っています。学校の現場と実態について連携され、適宜支援が行き届くよう、町独自の予算措置を望んでいます。

以上、住民が福利を実感できる3月補正、令和4年度予算になることを期待しお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 質問1、住民に福利が届く予算編成を来年度予算及び3月補正予算作成についてに対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからまず(1)、横瀬小学校建設後の横瀬町の財政をどう捉えるかについて答弁をさせていただきます。

まず、大きな流れとしまして、財政に関しましては、横瀬町はまだまだこの先も身の丈が縮んでいく町です。この先20年で3分の2に、何もしなければなってしまうということですので、総論としてはあまり余裕がなく、引き続き引き締めた運営が必要だというふうに認識をしています。という中で、先ほど議員にも言及いただいたとおり、小学校の整備は、これ町最大規模の財政負担になりますので、ここまではさらに慎重に運営してきたつもりです。先ほどお話しいただきました財政調整基金でいきますと、遡って平成26年度、私が町長に就任した年の年度の財政調整基金が8億1,800万円でした。ここから始まって、直近9月議会で認定いただいている令和2年度の決算では10億7,300万円まで積み増しをしてきました。これは、もちろん小学校整備という大きな負担があったので、それに備えたいという思いもありました。

自分の想定といたしましては、小学校校舎の整備で町の持ち出しが2桁億円で、財政調整基金は、イメージとしては5億円から6億円ぐらいになってしまってもやむなしだなというイメージというか、覚悟を持ってやってきました。今の見込みでいきますと、もちろんまだ幾つか変動要因はあるのですが、町の持ち出しは1桁億円でとどまって、財調も今の試算でいきますと、平成26年度当時よりも少し上水準ぐらいでは確保できるのではないかなというような状況になってきました。あくまでも現時点の見込みです。ということなので、この財調に関しては、まあまあ想定よりも上減りはしているなということです。

次に、町の地方債の負担です。地方債の負担がどうかということも、小学校校舎の建設後も試算はしておりまして、1つまず支出ベースでの実質公債費比率、それから試算の中での将来負担比率、これが気になるところなのですが、今の試算でいきますと、実質公債費比率は自治体の健全化判断の基準となる早期健全化基準25%、それから財政再建基準35%というのがあるのですが、横瀬町の今の想定は令和7年度がピークで、今の想定だと9.8%ですので、健全性は保たれている水準。それから、将来負担比率も、横瀬のピークは令和5年度の想定で80%を少し上回る想定なのですが、早期健全化基準でいきますと350%というのが基準ですので、これも十分に健全に運営できていると言えると思います。

ということでまとめますと、引き続き楽観はできない状況ではあって、引き締めた運営は必要ですけれ

ども、一貫して健全性は維持はされています。そして、小学校整備という大きな山は、想定よりも少ない負担で無事超えられそうな見込みにはなっていると言えます。さらに言うと、小学校での負担がまあまあ想定内だったということもあり、投資余力はあると思っています。ただ、考え方としては、縮んでいく町なので、私はやっぱり足し算だけでは駄目だと思っていて、足し算と引き算を組み合わせていく、言ってみるとコンパクト化とかスリム化という中で運営はしていきたいというふうに思っています。以上、(1)の答弁とさせていただきます。

(2)の答弁も続いてなのですけれども、これは(3)で各課の実施計画における主な事業案というのが個別に出てまいりますので、かぶる部分が多いと思いますので、それを答弁させていただいた上で、補完的に(2)は答弁させていただきたいというふうに思います。

○若林想一郎議長 総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項1、要旨明細(3)について答弁をさせていただきます。

令和4年度の総務課における主な事務事業です。実施計画ヒアリング、予算入力及び予算査定がこれからです。現段階での判断となりますが、防災体制整備事業を主な事務事業と位置づけ、取り組みたいと考えております。

令和元年10月に発生した台風19号の経験及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用により、新たに備蓄品等を整備し、さらなる充実を図りました。また、今年の新たな取組として、災害時初動訓練では、避難所運営職員による避難所スペースづくりの訓練、建設課職員等による被害調査及びデータの共有、端末、グーグルチャットを活用した情報共有等の訓練を行いました。これらのことにより、一定程度経験値を積み上げることができたと考えております。

一方、今後取り組まなければならない課題もあります。令和4年度には、ソフト面を中心とした課題、人員不足を補うための災害ボランティアの募集、避難行動要支援者対策の充実、避難所受付混雑時の対策及び初動訓練への参加呼びかけなどについて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 続きまして、まち経営課の主な事業案でございます。

地域おこし協力隊推進事業として、地域おこし協力隊員を増員し、地域の活性化を進めていきたいと考えております。また、町の貴重な財源となっておりますふるさと納税ですが、ふるさと納税事業につきまして、返礼品の充実を図り、事業の拡大を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 税務会計課長。

〔新井幸雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 税務会計課では、固定資産税の土地評価に係る基礎資料作成業務委託と、同じく固定資産税の土地評価鑑定評価の業務委託の2点が事業費的には大きなものと思われま

以上です。

○若林想一郎議長 いきいき町民課長。

〔大場玲子いきいき町民課長登壇〕

○大場玲子いきいき町民課長 いきいき町民課の主な事業案でございますが、マイナンバーカードによる証明書コンビニ交付事業を予定しております。現在当町のマイナンバーカード交付率が37.6%、申請率が42.5%の状況下で、町民の利便性の向上を目的として、いつでもどこでも住民票の写しや印鑑登録証明書などを身近なコンビニエンスストアのマルチコピー機で取得できるサービスでございます。

なお、本事業につきましては、令和5年度からの導入を予定しておりましたが、令和4年度の導入で最大3年間構築及び運用等に要する経費について特別交付税が措置されることとなったため、前倒しをさせていただきたい事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 健康づくり課では、今年度日本一歩きたくなる町プロジェクト事業を元年として、公募によりウォーキングコースを選定しました。来年度は関係各課と連携し、この新コースを活用したウォーキング教室やウォーキングリーダーの育成及びリーダーの活躍の場づくりに力を入れ、住民の歩きたくなる意識の醸成を図っていきたくております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 子育て支援課では、来年度の当初予算において、産後ケア事業を実施するための委託料や、3歳児健診において幼児の目の検査を行う器械の購入費について予算要求し、母子保健事業の充実を図っていきたくて考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 振興課では、健康づくり課でもお話をさせていただきましたが、令和3年度に日本一歩きたくなる町プロジェクトをスタートいたしましたので、このプロジェクトを来年度、令和4年度におきましても引き続いて健康づくり課、教育委員会、建設課、まち経営課と連携を強化して、町民の皆様はもとより、町外の皆様がたくさん訪れて楽しく歩いていただけるような事業や仕組みに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 続きまして、建設課では継続的な事業になりますが、安全性、利便性、生活環境の向上を図るための道路、下水道などの社会資本整備事業となります。

以上です。

○若林想一郎議長 教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 続きまして、教育委員会でございますけれども、実施計画における主な事業案は横小校舎の整備事業でございます。2期工事の実施で残りの新校舎建築を進め、年度末に完成を目指しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 今各課から、来期のというところをご説明させていただきました。

これまだ予算の具体的なという詰めまではいっていませんので、あくまでも現時点ということでご理解いただければというふうに思います。

それらを、今のやつを踏まえた上で、私のほうから補足的にお話を申し上げます。複数課にまたがるプロジェクト物を中心に、少し補足をさせていただきます。まず、総論としてなのですが、総論としては、令和4年度ということになりますと、これは当然今の第6次総合振興計画の目標、「カラフルタウン」を実現するために7つの柱があります。①、人づくり、②、健康づくり、③、安全安心づくり、④、産業づくり雇用づくり、⑤、賑わいづくり中心地づくり、⑥、景観環境づくり、⑦、人の輪づくりというのをより一層力強く推進していくというのが全体像であります。

今お話しいただいたやつに関連して、少し補足をさせていただきますと、まずプロジェクト物では今年度スタートした日本一歩きたくなる町プロジェクト、これはコロナ禍における健康づくり、賑わいづくり、人の輪づくりということでスタートさせたのですが、今年で終わりということではなくて、今年を元年として、来年も「歩きたくなる町」という切り口で多様な事業を進めていきたいというふうに思っています。特に来期に関していきますと、歩行者目線に立った上で、歩く道の整備というところまで踏み込んでいきたいというふうに思っています。これは、そういう意味では、柱でいくと3の柱の安全安心づくり、それから児童や、あるいはお年を召された方や、歩くのが健常ではない方でも歩きやすい道を整備するということにもつながっていきまして、ここは歩行者目線で道を整備していくというのを来期は意識してやっていきたいというふうに思っています。また、以前議員からもご提案いただいたことがあるベンチ、要所要所にベンチを置くというところを少し手がけたいなというふうに今は思っています。これが1つ。

それと、あと福祉の部門では、福祉3課の再編というのが来期は大きなテーマになります。多様化する福祉ニーズに対応しやすくするというところが、来期新たに始まる展開になります。中でも相談室、なんでも相談室を立ち上げて、断らない相談体制、それから誰一人取り残さない福祉行政というものを来期はまた大きな節目として進めていきたいというふうに思っています。また、付随してパートナーシップ制度の整備も現在準備を進めていたりしますので、「カラフルタウン」らしい多様性を意識した運営をしていきたいというふうに思います。

それと、ご質問にもいただきました兎沢のところは、利活用検討は引き続き進めてまいります。これは(5)に絡みます。兎沢及び駅周辺中心地づくりというのは、小学校の整備が終わった後の大きな事業に

なるというふうに考えています。兎沢に関しては、来期大きな予算計上は恐らくまだないと思います。それは、前段階として、昭和の時期にあった河川改良の関係で、地権者さんとの権利関係の調整というのがまず必要でして、それとその絵を描くというところから来期は始めていきたいというふうに思います。したがって、部分的な予算がのることはあると思うのですけれども、大きなものが来期お金として、予算としてということは、今のところはあまり想定していません。

既に稼働している898に加えて、駅前観光案内所、それから9月にオープンしたキッチンENg a WA、それから農協の跡地の新しいスペースもこれから本格稼働していきます。それから、ウォーターパークの観光客対策とか利活用促進なんかもこれから考えていきたいですので……すみません、観光客対策というのはごみの問題だったり騒音の問題だったり、もろもろ含めてウォーターパークを利活用と併せて、住民の皆さんに心地よく利用いただけるというか、ところを考えていきたいので、これらとの相乗効果がうまく生まれるように中心地づくりをトータルで考えていきたいと思っています。ここではスマートシティ、これ埼玉県ではスーパーシティという名称にはなっているのですけれども、埼玉県からヒアリングももう来ていまして、スーパーシティという考え方に沿って、スマート化、それからコンパクト化、あとはレジリエンスという継続性を意識して進めていきたいというふうに思っています。

それと、地域商社ENg a WAが、地域おこし協力隊の新しいメンバーもこれから加わってきますので、より活発化した動きになってくるというふうに思っていて、道の駅や農家さんとよりうまく連携して、新たな経済循環をつくる、農業の可能性を見だしていくというところもさらに進めていきたいというふうに思っています。これは、(8)の農業法人の立ち上げというところにも絡むのですが、この延長線上で、その農業法人の考え方はあるかなと思っています。農業法人は大変いいご提案だと思っていまして、将来的にはそういう方向も可能性の視野としては入れています。今はその前の段階で、農家さんとの信頼関係をつくるか、一緒に何かを作り出していくというところを、今ネットワークをつくり出していくというか、協働を始めているという状況ですので、このENg a WAの動きをさらに大きくして、その先に農業法人でということとしては可能性としてはあるかなというふうに考えています。

それと、これはプロジェクトではないのですけれども、なかなか糸口がなかった林業分野です。林業分野は、新しい人材に来てもらって、人材育成からなのですけれども、来期からはまた新しい展開で始めていきたいというふうに思っています。

それと、最後にもう一つは、やっぱり人づくりという部分で、今横瀬町は外部人材たくさん町に関わってきていただいて、いい状況になっていると思っっているのですけれども、とりわけ役場職員の学ぶ機会、研修や視察の機会は、来期は予算的裏づけを持った上で増やすということを今は考えております。

私からは以上です。

○若林想一郎議長 総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから質問事項1、要旨明細(4)について答弁をさせていただきます。

まず初めに、令和3年度における投票率向上への取組でございます。1つ目として、吉野委員長の発案により、横瀬小学校児童を対象とした選挙ポスターの募集を行いました。71点の応募をいただき、全作品

を1週間程度町民会館ホワイエに展示をさせていただきました。

2つ目として、10月31日執行の衆議院議員総選挙において、20歳前後の若年層をターゲットに期日前投票立会人を広報、ホームページ、SNSを活用して募集をいたしました。期間中に、4名の方に期日前投票所の立会人をお願いいたしました。

両取組ともに地道な取組ではございますけれども、将来を見据えた大事な啓発活動でありますので、今後も継続してまいりたいと考えております。

あわせて、例えば応募作品から1点を選んで各家庭に配布することや、国が実施する明るい選挙啓発ポスターへの参加などについても検討していきたいと考えております。また、教育委員会並びに学校等の調整も必要となりますが、中学3年生を対象に選挙管理委員会委員と事務局による出前講座を行い、選挙を身近なものとして関心を持っていただき、3年後の18歳になったときの意識づけ、動機づけになるようなことも検討したいと考えております。

議員お尋ねの予算措置については、先ほども申し上げたような取組を優先し、現段階では投票率向上に向けた大幅な予算計上ではなく、若年層に向け、継続したソフト事業等の実施により投票率向上を図る取組を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 続きまして、要旨明細（5）について答弁いたします。

兔沢町有地の利活用につきましては、今年4月より課横断的に検討会を開始し、これまで4回会議を行っております。会議では、町有地に隣接する周辺土地の情報を整理するとともに、兔沢河川改良を行った際の廃川敷の払下げに係る現況の調査を行いました。現在、払下げに係る対象者への説明等を進めている状況でございます。また、横瀬駅から兔沢までの景観整備に係るランドデザインを作成するための検討を進めております。

来年度の兔沢利活用に係る予算措置につきましては、現在未定でございますけれども、今後の検討状況によりまして予算措置をする可能性もございます。今後、兔沢の利活用の整備計画の策定を着実に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 要旨明細（6）について答弁させていただきます。

ひとり親世帯等へは、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、国の施策として、令和2年8月にひとり親世帯臨時特別給付金事業が、12月には給付金の再支給が行われております。また、今年7月には低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業が行われました。ひとり親世帯への民間アパート家賃補助につきましては、前回の答弁と重なりますが、今後ひとり親世帯が自立し、安定した生活をしていくのにどのような支援が必要なのか、民間アパート家賃補助も含め検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは要旨明細（７）と（８）について答弁をさせていただきたいと思
います。

まず、（７）でございますが、現在横瀬町をはじめ秩父地域１市４町では、定住自立圏事業として訪問
型の起業支援を実施し、各事業者の抱える悩みや問題の解決をサポートしております。中小企業診断士な
どの有資格者であるコーディネーターが直接訪問し、新商品、新技術の開発、事業継承、販路拡大、資金
繰りなどの相談に応じております。また、横瀬町においては、昨年５月から新型コロナの影響をきっかけ
といたしまして、起業支援の相談窓口を設置し、国、県、町などの補助制度に関する相談などに応じてい
るとともに、支援機関などへの橋渡しもしてきております。さらに、町内の事業者向けのチラシ、ニュー
スレターを今年の８月に創刊をいたしまして、以後毎月様々な情報をお届けしております。このように町
内の事業者への様々な支援の中で、信頼の構築を図っているところでございますが、これで十分というわ
けではございませんので、今後もコロナ禍で非常に難しい社会経済情勢ではありますが、引き続いて１市
４町で連携を強化しながら、事業者の皆さんの支援ニーズを的確に捉え、信頼の構築をより一層進めてま
いりたいと考えております。

続きまして、要旨明細（８）でございます。議員のお話のように、農地を守るための具体的な取組が
重要であるということは認識をしております。町では、現在農地を守るための具体的な取組として、まず
農地の担い手や集積、集約化を地域の皆さんが話し合っ取り決める人・農地プランの実質化や、農用地
を維持管理するための中山間地域等直接支払制度などによる活動によって、地域ごと、エリアごとで取組
を始めております。

次に、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんには、担当地区での農地所有者の意向把握など、農
地等の利用の最適化を推進する活動をしていただいております。また、通称農地バンクと言われている農
地中間管理機構、埼玉県では埼玉県農林公社が指定されておりますが、農地を貸したい人と農地を借りて
農業をしたい人を結びつける制度となっておりますが、横瀬町でもこの制度を活用して農地を借りた事例
も出てきております。

最後に、本年９月に設立いたしました地域商社である株式会社E N g a W Aの活動であります。会社の
定款において、農林産物の生産加工及び販売を位置づけ、地場の農産物にこだわった活動、例えば農家の
方と連携しての小麦、大豆の栽培や、駅前食堂の食事メニューでの横瀬産の食材の使用などに取り組ん
でおります。そのほか議員のお話のように、地域おこし協力隊員さんや集落支援員さんについても看過す
ることのできない存在であります。これらの取組によって、農地の集積、集約化や担い手の確保、育成な
どにつながり始め、まさに農地を守るために大切な取組であると考えております。とはいえ、まだまだ成
果としてはこれからなので、それぞれの取組を進めながら課題を整理、解決し、農地を守っていければと
いうふうに考えております。

議員にご提案いただきました農地法人への補助制度の創設につきましては、非常にいい提案であるとい
うふうに考えておりますが、現時点では現在進めている取組の成果を見定めていきたいというふうに考
えております。その上で、必要が生じた場合には、ご提案のような法人などへの補助制度の創設について検

討してまいりたいと考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 私からは、要旨明細（9）について答弁いたします。

町道の交通安全対策についてですが、ご質問にある町道4号線、町道6号線については、単独費用を使いましてグリーンベルトを設置し、注意喚起を図っております。ちなみに、町道4号線についてですが、今年度全延長区間約1,900メートルになりますけれども、設置が完了いたします。町道6号線については、来年度完了する予定であります。グリーンベルト等、区画線等は迅速な対応が取れますので、今後も引き続き予算計上してまいりたいと思っています。

また、歩道整備についてですけれども、事業用地の確保や新たな建造物の設置など、やはり事業費が増加することがありますので、交付金を有効活用しまして、ご質問にある3路線を含め、町内各路線の危険性や地元の地域の要望等も考慮しまして、順次環境整備を進めていけたらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 私からは、要旨明細（10）、（11）について答弁させていただきます。

まず、横瀬小学校の周辺整備の予算措置についてでございますけれども、交流館前につきましては、一部駐車場として残しますけれども、グラウンドを拡大して利用する予定で準備をしております。予算措置についてですが、令和5年度に外構工事を行うため、そちらの予算で対応する予定でございます。

続きまして、小中学校の学用品の扶助についてでございますけれども、教育委員会といたしましては、横瀬町就学援助事業実施要綱、こちらに基づきまして援助を引き続き行っていきたくと思います。学校、家庭、福祉関係課、それから教育委員会と連携を密に図り、必要な予算措置を行ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。大変だったことだと思います。

では、一番最後の学用品のところからいきたいのですが、必要な措置をしていただくということで大変感謝しております。しかし、現実問題として、近頃は運動会とかに行っても、ちょっとあまり手を入れてもらっていないのかな、保護者の方と思われるような子供たちも目立って目につくようになりましたので、そのところは本当に行き届く配慮をお願いしたいと思います。

それで、町長のほうにお聞きしたいのですが、私1番で横瀬町の財政について聞いたかったので、横瀬町の実態はどうなのかなと思って、横瀬町の町民1人当たりの所得はどうなのかなと思ってネットで調べてみたら、一番先に出たのがライフルホームズだとか年収スタイルとかというあれだったので、だから私、総務省の総所得の関係が出てきたと思ったら、もう民間の会社のデータが一番先に

出てきました。平均世帯は469万円、300万円未満が38.1%、300万円から500万円が30.9%で、合計で69%、500万円未満の家庭が69%みたいな情報が出てきました。それで、本当にびっくりしてしまったのですが、横瀬町の実態というものがもうデータで民間にもぼんぼん出てしまっている。民間はそのデータを使って、横瀬町に対してどのようなことをするのかということのアタックしてくる感じなのかなというふうに思ったのです。

だから、データから読み解く町の、私はデータから町の政策は何をすればいいのかということ調べようと思ったら、もう既に民間のほうがそこに手を入れてしまっているのだなということを実感して、本当にびっくりしてしまったのですが、今回先ほど町長も民間の会社が町の中の職員、副町長の下とかでやるというふうに言っていましたけれども、そこら辺のところはちょっと質問とはあれなのですが、その情報を、例えば一般の事業者が前は役場の課長さんのところに行って話とかしたのですが、それができなくなったのです。一般の方は、情報があるので入らないでくださいというふうになりました。だから、そこら辺のところの情報についてすごく心配なので、そのところはどのようなふうになっているのか、気をつけてくださいねということです。

先ほどの町長のほうのあれなのですが、プログラミングみたいなことも、実はプログラミングって例えば料理を作ることもプログラミングなのです。下準備をどのようなふうにするか、どこから煮ていくか、どこから材料を切っていくかということもプログラミングだということです。一概に全部ITにつながなくても、そういう実質的なことから私はやってほしいなというふうに思ったので、そのところのことを思いながら町長にお聞きしたいのは、全体的にすごくよかったので、本当にやっていただきたいことがいっぱいありました。ごめんなさいね、町長ではなくて、例えば税務なんかでも私はオンラインの納税相談とかというのがあります。それで、今度いろいろな相談のなんでも相談室をつくるということもありましたけれども、デジタルで相談されるということがとても便利だというお話も聞きましたので、そこら辺のところをこれは町長、副町長さんになるのでしょうか、副町長にデジタルを使った各種相談を検討されたらどうですかということをお聞きしたいと思います。

それから、兎沢なのですが、地籍調査とかというのはもう調査をされましたかということもお聞きしたいと思います。

それから、(7)番なのですが、町からの情報が本当にありがたいということは業者の方から私も聞いていて、とてもうれしく思ったのですが、町長は地域おこし協力隊とは面談しているというお話でしたけれども、地元の業者とか、例えば西武さんとの話合いとか、武蔵野銀行さんから淡々とすごく話を密にしていたかというふうなことを私はちょっと心配していますので、地元の業者の方ともぜひ密な話合いを町長や副町長さんがしていただければ、結局人間ですので、人間の気持ちが最後ですので、そのところをちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからは情報管理の点が1点と、それからITにとらわれなくてもとい

うところと、それと地域おこし協力隊の話と、あと業者の話、4点お答えしたいと思います。

まず、情報管理に関しましては、これ私たちは今個人情報保護という法律がありまして、これに準じて業務を行っています。業務上、関係がある外部の方とは基本的には守秘義務というものはお互い認識をして、しっかりそこを遵守してやる形になっていますので、ここはご安心ください。外の事業者が町政に関わることによって、町の貴重な重要情報が一方的に外に出るということは基本的にはないというふうに思っています。これが1つ目。

それと、プログラミングのところで、議員おっしゃるのはそのとおりだと思います。料理もプログラミングであり、これはこれで大事。一方で、プログラミングで今教育現場で喫緊なのというのは、これ必須科目になるということですので、小学校で去年で、中学校が今年で、高校が来年なのです。このまま普通にやっていると、高校で困る人が増えるはずなのです。そこに横瀬町は先手を打ちたいと思っていて、これを行っています。これだけでいいとも思っていないです。

事業者は特に先ほど地場業者さんということで振興課長のほうから話はさせていただいたのですが、例えば西武鉄道さんのグループだったり、三菱マテリアルさんだったり、町の関わりのある大きな先さんとは満遍なくお付き合いはしています。西武さんであれば、例えばグループのトップの後藤さんのところには年に1回はあいさつにここまでも行っていたり、あるいは複数の役員の方と個人的にも親しかったりということがあったり、三菱さんもそうで、そこはいい距離感と関係でできているというふうに考えています。

以上です。

○若林想一郎議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうからは、デジタルでの相談窓口をとという部分についてお答え申し上げます。

おっしゃるように、いろんな相談の仕方が、選択肢があるということが、なんでも相談ということに加えて必要なだろうというふうに考えております。それで、現在今年度中に作成を目指しておりますDXの推進計画、これを今外部の専門家も入れて一生懸命取り組ませていただいているのですが、9月にご答弁申し上げましたところにもあるのですが、一応3つの層というのがDXについてはあると思っています。職員のDX、それから職員と町民をつなぐDX、それから町民でのDXと。ご質問の趣旨の部分は、この町民との、あるいは町民のDXということなのかなと。町民の方がデジタルを使って町とつながり、関係を構築していくと、そういうことかなと思っています。

そこに持っていくためには、まず実は役場内のシステム、あるいは考え方を変容させていかないといけないということでありまして、ここに今取り組んでいると、それをどういう方向で取り組んでいくのかというのを今作成していると。それに従って、来年度しかるべきステップを踏むために予算のほうはお願いをしたいなと考えているところでございます。その延長線上に町民DX、すなわち町民の方がインターネット、デジタルを使って町とつながっていくという世界観があり、そのための準備として、現在スマホ教室等々を開かせていただいたり、そういったできる準備を今進めているということになります。ですから、今後議員がご質問されたような世界に持っていくために、順番にステップを踏みながら、でも最速でできるように努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 兎沢の地籍調査の関係のご質問だったかと思えますけれども、現在建設課のほうで進めているところがございます、まだこれから着手する予定でございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 失礼しました。1つ多分漏らしたと思います。一番最初の情報のところ、ライフルホームズさんで情報があつたというところなのですが、町のほうから何か特別な情報が出ているということはないはずですが、これは、公に出ている数字の組合せで出しているということかなというふうに想像します。ちなみになのですが、埼玉県が非常にいいデータストックを持ってまして、埼玉県のホームページ見ていただくと、埼玉県内の自治体別のデータがかなり事細かく出ています。財政状況のデータだったり、あるいは住民1人当たりの何とか支出だったりというのが、ほかの自治体と比較できる形で出てきていますので、そういったものからデータを引っ張ってきているのではないかなというふうに類推します。

以上です。

○若林想一郎議長 建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 地籍調査の関係なのですが、兎沢の町有地なのですが、来年度できるように今県と調整をしております。今ここで明確には言えないのですが、地籍調査、どうしても今の現状の公図の筆境ごとにうまく区切ってやるものですから、そこをどういうふうにやっていけばいいのかというのは県と調整を図っておりますので、当然できることなら早めにやりたいと思っておりますので、答弁とさせていただきます。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 いろいろとありがとうございました。

投票率、言葉があれになったのですが、投票率向上とかで、子供たちから進んでいくというのはとてもいいことだと思いますので、例えば自分の作品が全世界に配られたりすると、その感動はすばらしいと思うのです。だから、そういうところだし、子供たちの心から進んでいくということは本当にとってもよかったので、ぜひやっていただきたいと思います。

今回いろいろと聞いたのですが、課長さんたちは毎年のことなのですが、予算作成するのが。だから、それが日常的なことになっているかもしれないのですが、実はすごくわくわくする仕事で、来年度というか、横瀬町の人たちがどんなにいい生活を送るかというのはこの予算にかかるのだよというふうな認識を持ってしていただきたいなと思って、特に今回で最後の予算をつくられる課長さんたちにはもう本当に幅広く、すごい冒険で、これがいいのだというような予算をぜひつくっていただきたいと思って、

私もこの質問をさせていただきました。

そうということで、来年度予算がまた町民の方にとっても喜ばれる予算になることを期待しまして、私の質問をおしまいいたします。ありがとうございました。

○若林想一郎議長 以上で8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩させていただきます。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時24分

○若林想一郎議長 再開いたします。

○若林想一郎議長 次に、6番、新井鼓次郎議員の一般質問を許可いたします。

6番、新井鼓次郎議員。

〔6番 新井鼓次郎議員登壇〕

○6番 新井鼓次郎議員 6番、新井でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

私の質問は、母子保健事業について何うものであります。横瀬町では、従来より家庭訪問、健診、相談等の事業のほか、支援が必要な家計に対し、育児支援家庭訪問事業を実施しております。さらに、平成29年の子育て世代包括支援センターの法定化により、母子健康包括支援センターの設置、専門職の配置等、まさに妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない充実した支援を行っていることと思います。ほっとハグくむママサロン事業などは、育児のほか母乳等の相談が気軽にできる場所として多くの方に利用され、大好評と聞いています。

そこで、(1)として、平成29年の子育て世代包括支援センターの法定化より、今日まで妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行っている主な取組と成果についてお伺いいたします。加えて、現状の課題点、また特に注意してサービスを提供したものがあればお伺いします。

次に、(2)として、母子保健法に追加項目が設定され、令和3年4月より施行となったようであるが、その内容はどのようなものかお伺いします。また、妊産婦の不安をさらに解消するような横瀬町がやるべき施策は何かお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

○若林想一郎議長 質問1、母子保健事業についてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 要旨明細(1)について答弁させていただきます。

横瀬町では、平成28年10月から子育て世代包括支援センターの事業を国、県の補助金を活用し、実施しています。センターの事業に関する予算については、子育て世代包括支援事業で予算計上しております。主な取組といたしましては、妊娠期では妊婦訪問やマタニティー事業、赤ちゃんが生まれてからは新生児訪問、赤ちゃんクラス、ベビーマッサージなどの講座等を実施しております。

育児支援家庭訪問事業では、ストレスや体調不良等により育児に支障がある家庭へヘルパー等を派遣し、家事援助や育児支援を行い、子育て家族の育児や家事の負担軽減を図っています。乳幼児健康相談、はぐくみ相談等の相談事業では、保健師のほか助産師、看護師、管理栄養士、臨床心理士、理学療法士、言語聴覚士等の専門職が相談に対応し、必要な情報提供、助言、相談支援等を行っています。また、現在ちちぶ定住自立圏事業で実施しているほっとハグくむママサロンは、横瀬町から発信した事業で、助産師が授乳や育児に関する相談に対応しています。不安のある母子には町の保健師が同行し、包括的ケアが受けられるよう、ママサロン事業へつなぐ支援をしております。お母さんは子供の成長を確認できたり、助産師と話すことで育児に自信が持てたり、気分転換にもなっているようです。

小児科・産婦人科オンライン相談事業では、ラインや電話のビデオ通話や音声通話、メッセージにより小児科医、産婦人科医、助産師が相談に応じています。コロナ禍で注目されている相談事業となっています。

助成事業では、不妊、不育の検査費用、治療費用の助成や、令和元年度からは新生児聴覚検査費用、産婦健診費用、母乳育児相談費用の助成も実施しております。

このような取組を通して、妊産婦、乳幼児等の状況を把握し、支援が必要と考えられる世帯等へは関係機関で連携し、必要な支援へつなげて、育児不安、負担感の軽減につなげています。今後も子育て世代のニーズの把握、事業内容の充実に努め、切れ目のない支援ができるよう事業実施していきたいと考えております。

続きまして、要旨明細（2）について答弁させていただきます。母子保健法の一部改正が令和3年4月1日に施行されました。改正の内容につきましては、産後ケア事業の実施について努力義務が課せられました。産後ケア事業は、短期入所、ショートステイによるもの、通所、デイサービスによるもの、居宅訪問によるものと大きく3つとなっております。産後ケア事業は、心身の不調や育児不安等を抱える出産後1年以内の母親とその子を対象に、助産師等が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援するために事業実施するものです。また、新型コロナウイルス感染症の影響等で里帰りできない妊産婦への支援体制の整備へもつながります。この産後ケア事業の実施に当たって、秩父地域1市4町では医療機関、助産院等へ事業委託を検討しており、必要経費について来年度当初予算への予算計上を予定しております。

近年核家族化等により、産前産後の母親の不安や孤立感は想像以上であると思われます。支援を必要とする母親と子供に個々の状況に見合った十分なケアが行われるよう事業実施していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございました。横瀬町の迅速かつきめ細やかな対応に、心より

感謝申し上げます。関係する皆様の努力、支援で育児不安、負担感の低減につながっているということを実感いたしました。

私は、妊産婦さんの不安や負担の軽減、特に産後ケアという事業でうたっている不安を抱える出産後1年以内の母親と子供さんを対象として考えたいと思っているのですが、妊産婦さんの不安や負担の軽減のためには、宿泊型の産後ケア事業の強化が重要だと考えております。日本助産師会のアンケート調査によると、育児について一番心配だった時期は退院直後から1か月の間であるという結果でありました。この不安が虐待につながってしまうようなことも考えられます。しかしながら、この間宿泊型の支援がしてあげられれば、精神的な安定とともに、育児の技術指導というのですか、やり方というのも無理なく習得できると考えられます。この期間の不安をさらにさらに軽減していただきたいという思いで、幾つか再質問させていただきます。

まず、①として、産後ケア事業の実施に当たっては、秩父地域1市4町では医療機関、助産院等への委託事業を検討しているというご答弁いただきました。その詳細につきまして、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。特に宿泊型の支援についての取組についてもお考えいただきたいと思うのですが、そのところはいかがでしょうか。

次に、②としまして、不安や負担の軽減対策として、母親だけでなく父親の役割、責任というのはとても重大ではないかと思っております。お父さん教育、仕事だとかこつくて、なかなかヘルプしてあげないなんて頑固な人もいるかもしれませんが、このお父さん教育を一生懸命して、そういう風土ができれば不安の軽減に役立つのではないかと思います。お父さん教育についてどのように取り組んでいるかお伺いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 では、答弁させていただきます。

まず、宿泊型ケアサービス、ショートステイについてです。先ほどもお話しさせていただきましたケア事業につきましては、秩父地域1市4町で、今現在検討を進めております。ただ、詳細については、まだはっきりとは決まっておりません。宿泊型ケアサービスにつきましては医療機関に委託し、通所、デイサービスにつきましては助産院に委託し、居宅訪問につきましては助産師さんをお願いし、ご本人負担2割で実施していく予定となっております。ただ、秩父地域では医療機関が1か所、あと助産院が現在2か所と、あまり十分ではありませんので、地域の助産師さん等のお力をお借りして、つながりを大切にして、ケア事業を行っていければと考えております。

また、ちっちゃい子のケア、生まれてから間もないうちのケアが必要だというお話をいただいております。以前、助産師さんとのお話の中で、こういった町がやっている子育て支援事業に足を運ぶことができるお母さんは大丈夫、外に出られない、発信できないお母さんが心配ということで、赤ちゃんの顔を見せに来るような気軽な感覚で相談事業を利用してほしいというお話をされていまして。まさにそのとおりで、今後も一人でも多くの方に利用していただき、お母さんの不安や負担が軽減できるような事業実施をしていければと考えております。

あとお父さん教育についてです。町の地方総合戦略には、父親の育児参加の促進が盛り込まれておりまして、平成28年度、平成29年度にはイクメン講座を開催いたしました。平成30年度からは子育て応援講座として、お父さんも参加しやすい内容で、例えばパパの料理教室ですとか、親子ヨガ教室ですとか、パパとママのカメラ教室など、家族みんなで参加でき、日常とは違う親子の触れ合いを体験してもらえようような講座を実施しました。多くのお父さんのほうに参加していただきました。令和2年度からはコロナ禍で実施できていませんけれども、今後もお父さんの積極的な子育て参加を促せる講座を考えていければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございます。発信することもできないような環境の方への配慮、支援、期待しております。そしてまた、お父さんの教育、こんなにやっているのだということで驚いたのですが、再開を切に希望いたします。

それでは、再々質問なのですが、実は今年の12月6日の日経新聞の記事では、「コロナ禍出産を応援」という見出しで、自治体の祝金支給の記事が掲載されていました。横瀬町では、既に祝金支給の事業を展開されており、うれしい限りであります。また、ぷち・マタニティスクール等もあり、大変ありがたいと思います。今後の展開についてお考えをお聞かせください。

また、これに加えて、さらにクーポンとか補助金とか、横瀬町独自の支援のお考えはないでしょうか、お伺いします。産後ケア事業で、2割負担でサービスをしていただけるということで本当にありがたいのですが、さらにさらに不安を軽減させてあげたいというのが気持ちですので、何かありましたら、お答えできるものがありましたらよろしくお願ひします。

そして、このような充実した支援があるわけですから、気軽に使っていただけるように積極的なPR活動をしていただきたいと思うのです。皆さんに周知して、当然使ってもいいのだと思う気持ちで、気軽に申請していただける、こういうように環境を整えて、どんどん、どんどん整えていただきたいと思うのですが、その辺についてのご意見をお聞かせください。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

先ほどお話しいただいたぶち・マタニティスクールですけれども、これは助産師さんにいろいろご尽力いただいているのですが、この内容はもちろんなのですが、ママサロンの利用、児童館への利用にもつなげるよう児童館で開催し、その後に波及できるいい講座となっており、妊婦さんからもすごく好評を得ております。ぜひ今後も多くの方に参加していただけるよう事業実施していければと考えております。

また、補助金等の関係なのですが、昨年度コロナ交付金を活用して妊婦特別給付金というのを実施しました。その影響なのか、令和3年2月の母子健康手帳の発行数は1か月で10件と多くなりました。ただ、これが定住に結びついているのか、確認の必要もあると思います。

先ほど議員おっしゃったとおり、本当に気軽にお母さんたちが子育て支援事業、講座等に参加していただいて、気軽に相談していただけるようにPR、周知等をしていきたいと思っております。また、今後も子育て世帯への横瀬町らしい支援とは何なのか考えていければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうからも、まず出生数が昨年、年度でいくと令和2年度36件だったのですが、今年度はそんなこともあって、今3月末まで母子手帳ベースだと48人想定しています。何とか少し戻ったので、ほっとしているのですが、48人という数は十分一人一人目が届く数です。横瀬町は「切れ目ない子育て支援」というのを売りにしていますので、引き続きこの分野はしっかり切れ目ない子育て支援に取り組んでまいりたいというふうに思います。お願いします。

○若林想一郎議長 以上で6番、新井鼓次郎議員の一般質問を終了いたします。

○若林想一郎議長 次に、1番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問は、大枠で1つでございます。それでは、質問に移らせていただきます。2016年10月の立ち上げ以来、5年間で182の提案、105の採択という当町の目玉事業よこらぼでございますが、多くのメディアで取り上げられる等、大変な注目を浴びております。町、提案者ともにウィン・ウィンを基本とするこの事業は大変すばらしいもので、これまでも多くの実績を築いてきましたが、現在の状況をお聞かせください。

また、採択され、当町での実証を得た後の各プロジェクト、その後の展開はどのような状況でしょうか。分かるものがございましたらお聞かせください。

そして、この事業が町及び町民にもたらした、または今後もたらすと思われる利益は何とお考えかお聞かせください。

最後に、この事業の今後の展望をお聞かせください。

壇上からの質問は以上です。ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○若林想一郎議長 質問1、「よこらぼ」についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 向井議員の一般質問に答弁いたします。

まず、要旨明細(1)のよこらぼの現状ですが、平成28年9月より開始し、今年6年目を迎えたよこらぼですが、これまで182件の提案を受け、105件採択いたしました。そのうち48件の事業が終了しておりま

す。終了後の状況ですが、具体的には（２）のその後の展開で答弁いたしますが、採択事業が実証試験のフィールドとして横瀬町で行われたことは、町の知名度向上と、外部の人や情報呼び込みきっかけになったと考えております。また、検証結果を企業等から公表することで、社会課題とその解決の糸口を横瀬町から発信する機会を創出できたものと考えます。

続いて、進行中の採択事業は57件です。採択後、採択事業の担当者を決め、関係各課と連携しながら事業を進めるわけですが、コロナ禍であり、提案事業者との打合せがオンライン中心となり、事業実施が予定どおり進捗していない事業もありますが、できるだけ現地での打合せを重ねながら事業を進めている状況でございます。

次に、（２）の採択案件とその後の展開ですが、幾つか事例を申し上げます。まず、採択ナンバー14の「どぶろく特区」ですが、官と民が連携し、県、国に働きかけ、「都心近くのいなかまちよこぜどぶろく特区」として認定されました。その後、醸造所が開設され、横瀬町の新たな特産品としてどぶろく「花咲山」が誕生し、道の駅等で販売されております。

続いて、採択ナンバー35、「関係人口創出プロジェクト」及び採択ナンバー39、「コミュニティスペース i - z e よこぜ」ですが、町内外の方が気楽に集まれるコミュニティづくりの場所として、JAちちぶ横瀬支店の旧農産物直売所を改修してエリア898が、空き家を活用してコミュニティスペースさくらんぼが誕生いたしました。現在コロナ感染症対策に留意しながらの状況ではありますが、コミュニティの場として利用者も徐々に増加しております。

続いて、採択ナンバー76、「ユニバーサル野球で世界に楽しみをつくろう！」ですが、障がいがある方から子供、高齢者まで一緒に野球を楽しめるスポーツ、ユニバーサル野球の屋外型の野球場をボランティアの協力で制作し、障がい者施設や小学校で体験試合を行いました。その後、バックスクリーンに横瀬ユニバーサル野球場としてネーミングされている移動式の野球場は全国の学校や施設等を巡回し、新聞、テレビなどメディアなどに取り上げられるなど、多様性あふれるまちづくりを進めている横瀬町の知名度向上につながっております。

採択案件の一部を紹介いたしました。採択案件の取組が町の課題解決の糸口となるよう、継続的に町と関係性を持ちながら事業を進めておるところでございます。

続いて、（３）の「よこらぼ」の町及び町民への利益についてですが、事業を実施するには予算が必要となりますが、町の予算を極力使うことなく、外部の力を借りて様々な実証が行われていることは大きなメリットであると考えます。また、よこらぼを通じて、町を訪れた方が町の魅力を新たな人に伝え、人を呼び込む好循環により関係人口の創出につながっているメリットがあります。町との関係を入り口に、地域に根づいて起業、移住した方もいらっしゃいます。

先日民間企業の調査で、住み続けたい自治体ランキングで上位に入ったことで、民放の朝の情報番組に取り上げられ、採択ナンバー31の「横瀬町及び秩父地域の特産品を活かしたお菓子の開発及び販売」で、横瀬町の農産物を使ったお菓子を販売している提案者が「よこらぼで夢をかなえることができた」とインタビューに答えてくださっている場面が放送されました。チャレンジをする人を応援する町として、町の知名度がアップし、町に興味を持ち、新たな提案の応募につながっていることで、町の課題の新しい解決策の可能性を持っている人たちが町に集まってくれるようになったのは大きな成果であると考えます。

続いて、(4)の「よこらぼ」の今後の展望ですが、現在提案者が新たな提案者を呼ぶといった好循環となっており、コンスタントに提案が出ております。チャレンジをする人が集う町、チャレンジをする人を応援する町として定着しつつある状況であることから、これまでと同様に間口を広く、誰でも応募でき、テーマや課題に限定がない提案を今後設けていきたいと考えております。間口を広げることで、町で気づかなかった課題や新しい資源の発掘につながる可能性もあり、事業の立ち上げや実証試験フィールドを提供するという今までのスタイルは継続して、人、物、お金、情報を呼び込んでいきたいと考えております。また、よこらぼを基点に人と人とのつながりが構築され、新たな事業展開につながるような環境を整備することも町の活性化のために必要であると考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。

大変すばらしい事業で、この町を本当にすごく有名にさせていただきまして、しかも皆さんが生き生きと暮らしているというすばらしい状況でありますけれども、まず1点目の再質問なのですが、この事業いろんな形で提案がされる場合があると思います。その中で、大抵は先方のほうから、事業者だったり、個人の場合もありますけれども、提案が来るのだと思うのですが、ウィン・ウィンであれば、どちらから提案してもいいのかなという状況の中で、町のほうから働きかけをして提案に至るケースというのものもあるかと思うのですが、この辺りの状況というか、その辺り状況と、あとその辺りはどのように考えていらっしゃるかというのが1点目でございます。

また、先ほど予算の伴うところがかなり伴わないでできるケースもある、これがよこらぼの一つのいいところだと思うのですが、ただこれ過去にも私申し上げてお願いをしたところなのですが、必要なものにはよこらぼで最初事業をやって、これは必要だと思ったものにはしっかり予算をかけてでも、その先町の一つの施策としてやっていっていただきたいなと思っております。その辺りの状況とお考えが2点目でございます。

次、こちら過去に申し上げている部分ではあるのですが、どうしても個人情報に伴うケースも出てきますし、いろんな町民を巻き込むという中において、聞いている限りでは思い浮かばないのですが、トラブルとかというのは起きていたりすることがあるのでしょうか。また、そこに対する危機管理的なものというのはいかがでしょうかというのが3点目でございます。

4点目が広報についてで、もう十分よこらぼという言葉は町民の多くが知っていることだと思います。ただ、内容がまだ理解できていない町民の方も数多くいらっしゃいます。やはりチャレンジする町という中におきまして、こちらの町に都内からとかほかのところから来ていただいてチャレンジしていただくということも大変ありがたいことですのですばらしいことなのですが、地元に住んでいる方がチャレンジできるということも大変大事なことで、そういったところにもつながるのかなと思いますので、この辺りの広報活動、なかなかこのコロナ禍で人との関わりが持てない状況になっていますので、難しいかとは思いますが、その辺りの広報活動というものをどのようにされていらっしゃるかが4点目の質問でございます。

以上、4点でお願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 それでは、再質問に答弁させていただきます。

まず、1点目のまちづくりの提案をした形での事業者からの提案があるかということでございますけれども、現状は事業者からの間口を広くしておりますので、そういった形での提案はないかなと思うのですが、その状況でございます。

あと予算措置の関係でございますけれども、予算をかけるべき事業の提案につきましては、今後予算づけをしていきたいとは考えております。

それから、3点目の個人情報の関係でトラブル等が起きているかというご質問でございますけれども、現状ないかと思っておりますけれども、そういった個人情報には取扱いに注意しながら運営しているところでございます。

それから、広報の関係でございますけれども、住民の方にちょっと認知されていないかということでございますけれども、現状町のホームページをベースに情報発信しているところですが、そういったところにも少し力を入れていく必要もあるかなということを考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうから、少し補足をさせていただきます。

1番の町のほうから提案するというのがあるかどうかということなのですが、いろんなケースがありまして、とりわけ思い出せる範囲でいくと、地元の方の提案は一旦例えば私なり、あるいは誰かに相談が来て、ではそれよこらばに提案してみたらというのは幾つかあります。これ例えばJ Cさんの場合だったり、oh!世っ会さんなんかもそうだったと思うのですが、ああいうのはよこらばはやっぱり客観的に審査する仕組みがありますので、ここでやってみようではなくて、一回ではよこらばの審査会に提案してみてくださいというのは、パターンとしてはそれなりにあったかなというふうに思っています。

それと、予算のところは議員ご指摘のとおりでして、まず予算をかけないというのが前提にあるわけではありませんが、かけるべきところにはかけるだと思えます。そこは、めり張りをつけてやっていきたいなというふうに思っています。

それと、おかげさまでここまでトラブルに関しては大きなトラブルはないです。ただ、接触してくれた先方の担当者があまりよくなかったとか、気に入らないとか、最近あまり来ないというのは、そういうのはありましたけれども、ここまでトラブルはなく来られています。これは、それなりに一次スクリーニングとかはしてはしまして、まあまあ審査会もちゃんと機能しているということなのかなというふうに思っています。

それと、広報に関しては、さりとてまだまだ地元での認知度向上はしっかり図っていかないといけないなという問題意識を持って取り組んでいます。

私からは以上です。

○若林想一郎議長 再々質問ございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 ありがとうございます。再々質問をさせていただきます。

大変多くのプロジェクトが同時に進行しているというこの事業に関しまして、まずはまち経営のほうに話が来て、審査等をした上で、場合によっては課に振り分けられること等もあると思うのですが、なかなかこれだけ多くの事業が同時進行で、そして提案がそのときによって件数はありますけれども、来て、やっていくという中で、なかなかここ人手も大変なところだと思うのですが、今後ここに関する課の再編等も、先々機構改革等も考えていらっしゃると思うのですが、この辺りよこらぼという部分の位置づけ、その中でどのように扱っていくかというのがまず1点目でございます。

もう一点が、よこらぼの事業者同士のつながりの場というのが過去にあったと思うのですが、今コロナ禍でなかなかできないという中で、少しコロナもちょっとオミクロンの心配はありますけれども、少しずついいほうに行っているのかな、そういうのができる状況に少しずつ向いているのかなというふうに思います。そういった中で、今後よこらぼ事業者同士の関係、ここで多くのものがまた生まれてきていると思うのですね、今までも。なので、これからもそういった場所というのがすごく大事だと思うのですが、そういったよこらぼ事業者同士が一緒に関われる場だったりとか、機会だったりというものをどのように今後つくっていくかということ。

もう一点、これが最後の再々質問なのですが、数多くのよこらぼ事業者が今までいる中で、その各事業者だったり団体、個人、いろいろありますけれども、アンケート的なものというのを取っていると思うのですが、その辺りの本音とかを、業者によっては、これすごく難しく、先ほどの予算措置の問題、特にそうなのだと思います。できればかけたくないというのが町の本音だと思います。そういった中で、今まで無償でやってきたものを、いざこれをここから有償でと言われたときにはなかなか戸惑ったりすることというケースもあると思うのですが、ただ必要であれば予算をかけていくという中で、そこが難しいときに、少し場合によってはちょっと業者に無理をお願いしてしまうケースというの、これは絶対あると思うのです。そういったことも含めて、事業者の方だったり、よこらぼの提案者の方が本音どういうふうにいるのかということのを聞き出すというのはすごく大事だと思うのですが、その辺りのやり方とか、そういったことはどういうふうにされているかという、この質問でお願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから今の幾つかの質問にお答えしたいと思います。

まず、マンパワーのところ、これは課題です。今よこらぼは一言で言うと、外部から人、物、金、情報呼び込むということをやってきていて、これは機能していると。それを継続的に低コストで呼び込むというのが、ここまで積みができてきていると思っているのですが、お金の負担はまあまあのですけれども、やっぱりマンパワーの負担はかなりあると思っています。立ち上げから最初の頃は、できるだけお金かけず、マンパワーかけずにやっていきたいということでやってきたのですが、ちゃんと成長して

きて、町の看板プログラムにはなりましたので、しかるべきマンパワーはやっぱり割いていったほうがいいと思っていますし、そのために資源を投入するにはやっと思合うようにはなったかなというふうに思っています。これは、ですので役場の職員プラス、例えば地域おこし協力隊だったり、あるいは場合によってはENg aWAだったり、そういうところのマンパワーをうまく組み合わせて、それなりの資源はかけて安定的に運営できるようにはしていきたいというふうに思っています。

あと、次に業者同士のつながりは、できるところはできていますが、まだまだやる余地はあるかなと。とりわけこの2年間、コロナ禍でほとんどイベントみたいなこともできていませんでした。特に5周年という切れ目で何かやろうというのは、もともとみんなで相談をしておったのですけれども、コロナ禍だったので特にやっていないという状況で、どこか集まる機会みたいなのはつくってきたいという中では、今度898が具体的な場として動き出しているのと、その隣のスペースもコワーキングスペースでこれから場として機能を始めますので、ここによらば関係の人たちもうまく絡めていくようなことを考えていきたいというふうに思っています。

それと、実際にやった人たちの感触としては、これはよこらぼの原則なのですけれども、ウィン・ウィンが原則です。だから、お互い無理をしない。我々は我々として出せる資源を出すけれども、無理はしない。だから、もちろん相手もやりたいことがあって、チャレンジしたいことがあって来るわけだから、必ず彼らの間尺に合ったことをやっているはずですので、そこはうまく組合せはできているのだろうなというふうに思います。

ただ、これは反省点があって、やっぱり数がたくさん増えてきたので、こちらのマンパワーの限界とかフォローできる限界があるので、もしかすると少しくみ細かくできなかった案件はあったのだろうなというのは、今になって反省としては思っています。おかげさまで案件は常に入ってきていましたので、いい案件は採択しますので、それを丁寧に仕上げるということにおいて、もう少し、今から思うと反省すべき点はあったのだろうなということは思っています。それらも整理した上で、体制、マンパワーをしっかりとつくて、ここからもよこらぼはしっかり運営していきたいなというふうに思っています。ということと、いずれにせよ、これウィン・ウィンが基本の話ですので、しっかり町のウィンになるように、それから提案者のウィンになるようにというところを積極的に目指していきたいというふうに思っています。

○若林想一郎議長 答弁漏れはありませんね。

〔「はい、大丈夫です」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 以上で1番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。



◎散会の宣告

○若林想一郎議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時04分

令和3年第7回横瀬町議会定例会 第4日

令和3年12月13日（月曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第55号 横瀬町武甲山観光施設維持管理等基金条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第56号 横瀬町行政組織条例の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第57号 横瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第58号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第59号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第60号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第61号 令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第62号 令和3年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第63号 令和3年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第64号 令和3年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第65号 令和3年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第66号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第67号 財産の取得についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第68号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第69号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第70号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第71号 横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第72号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、発議第5号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会中の継続審査の申し出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（10名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
4番	宮原みさ子	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸恵	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（1名）

5番 浅見裕彦 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
小泉照雄	まち経営課長	新井幸雄	税務会計課長兼 課長兼計者 管理者
大場玲子	いきいき町民課長	平沼朋子	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	大畑忠雄	振興課長
加藤勉	建設課長	町田一生	教育次長

本会議に出席した事務局職員

小泉智 事務局長 平匡史 書記

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○若林想一郎議長 皆さん、おはようございます。

本日は、浅見裕彦議員から欠席の通告がございました。

ただいま10名の出席でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより開会いたします。



◎議事日程の報告

○若林想一郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第1、議案第55号 横瀬町武甲山観光施設維持管理等基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第1、議案第55号 横瀬町武甲山観光施設維持管理等基金条例についてでございますが、武甲山周辺における観光トイレの整備及び維持管理等の財源に充てるため、基金を設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては各担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、議案第55号の細部説明をさせていただきます。

本条例の制定につきましては、懸案でありました武甲山登山口一の鳥居駐車場内の観光トイレの整備を契機といたしまして、武甲山周辺における観光トイレや登山道などの観光施設に係る整備や維持管理などに要する費用の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金を設置したいものでございます。

概要についてご説明申し上げます。第1条では、横瀬町武甲山観光施設維持管理等基金の設置とともに、本条例の設置目的を定めております。

第2条では、基金として積み立てる額についてを、第3条では基金に属する現金の管理についてを、第4条では基金の運用から生じる収益についてを、第5条では繰替え運用についてを、第6条では基金の処分についてを、第7条では委任についてをそれぞれ定めております。

なお、附則において、施行日を公布の日としております。

以上、説明とさせていただきます。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。これ横瀬町の武甲山の関係で基金をつくっていただいたということに対しては、すごく感謝しております。

それで、数点聞きたいのですけれども、今回250万円が補正で出ましたが、その250万円の根拠。

それから、基金にすると、トイレ等の整備なので、トイレ清掃ってかなり頻繁にあると思うのです。そうしたときに、経理の仕方というのですか、一般会計から委託料で払うとかというのだと、そこはスムーズだと思うのですけれども、基金の中からいつもいつも出しながら管理するという事務的な手続がどうなのかなというふうに思いました。

そして、あと生川。私はずっと前一般質問で、生川共有林の収入がありますので、それを基金にして、武甲山の一般ですね、武甲山の私は環境の整備に使ったらどうですかということをお願いしたと思うのですけれども、今回も武甲山観光施設維持管理なので、目的はそうなのでしょうが、環境一般についてその基金をつくっていただければいいなと思いました。

そうすると、トイレもそうなのですが、環境ということになりますと、この間議会で町有林の伐採等を見させていただきました。とても感動しました。見たことがないというものをを見せていただいて、木の存在があって、その木を切って、それがまた有効に使えるということで、これはもう子供たちにも見せてあげたいなという気持ちをすごく持ちました。ですから、町有林の伐採や植栽や、そういうものを子供たちに経験していただくいいチャンスだと思いますので、そこら辺も併せて、この基金条例の中に環境も併せてつくられたらどうかなということを思ったのですが、この条例になったということについてのご説明をお願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、答弁をさせていただきたいと思います。幾つかありますので、答弁漏れがございましたらご指摘いただきたいと思います。

まず、一番初め、250万円ということで寄附金をいただいてということでのその根拠というか、説明でございますが、まず今回基金を設置させていただくということで、武甲山周辺の観光施設ということを対象にしておりましたので、武甲山関連の企業の皆さん、5社の皆さんでございますけれども、まず最初にお声をかけさせていただいておりますというところです。

その中で、設置目的に賛同いただいておりますので、この後の説明もございますけれども、大体年間でトイレの維持管理が50万円ほどかかるというところがございます。試算をしますとかかりますというところもございまして、そこを基準にいたしまして、年間50万円でございますので、1社当たり50万円と、5社ございますので250万円という歳出根拠となっております。

続いて、基金からの、トイレの清掃等の費用に基金が流れていくかという話でございますけれども、先

ほどお話をさせていただいたように、寄附金等をいただいて、基金に一回積み入れますということです。そこから毎年50万円ほど一般会計の歳出に繰り出しをしまして、そこから委託料であるとか消耗品であるとか、そういったものに支出をさせていただくという流れとなっております。

それと、武甲共有山の分配金のお話でございます。今回お話をさせていただいたように、まずは武甲山関連企業の5社の皆様からのご寄附を原資といたしまして基金に積み入れるという形になっておりますので、現段階では武甲共有山の分配金をというところまではちょっと考えておりませんでしたので、今後用途となる事業であるとか、あるいは基金への積立額などのバランスを見ながら、その辺についての基金として組み入れていくかいかないかというようなこともちょっと検討していきたいというふうに思っております。

それと、先ほどお話しさせていただいたように、環境に使えればというような話がございました。あと体験に、森林の体験であるとかそういったものに使えればということでございますが、今回は維持管理等ということになっておりますので、また別途考えていくかどうかということも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから2点補足をさせていただきます。

まず、なぜ250万円かというところなのですけれども、我々の事情としては年間の維持管理費を考えて、想定される維持管理費を入れて5年程度というのが私たちの理屈で、これは相手がある話ですので、もう一つはこれ5社さんをお願いするに当たって5社さんと十分相談させていただいて、5社さんに無理がない金額、中長期的な私たちはいい関係を築かなければいけないという中で無理がないということ。それから、もう一つ見えていることで、小学校の整備でも今回寄附をお願いするという下話を少し始めています。それらも踏まえて無理がない、お互い無理がなくてというところで折り合いをつけたところというふうにご理解いただければと思います。

それと、今回はこの武甲山周辺的环境整備の基金なのですが、原資ということでいきますと、考えているのはふるさと納税です。毎年ふるさと納税を、今横瀬町はおかげさまで大分いただけるようにはなってきましたので、その中の一部を入れていくということを想定しています。年間、例えば50万円とか60万円とかというレベルなのかもしれませんが、それを継続的に入れていくと。ふるさと納税の資金使途でいきますと、町長にお任せというのがあったり、あるいは環境部門というところでもありますので、その辺を充当していくということで、このふるさと納税は広く横瀬の環境を一般に使える財源に今後なっていくだろうというふうに考えていますので、それらを組み合わせることを考えています。

以上です。

○若林想一郎議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

そうしますと、この250万円というのは1回だけ50万円ずつ寄附をいただくという考え方でよろしいのでしょうか。

それで、私はできれば、今会社も大変だと思うのですよね。それでなくても税金とかお世話になっていて、環境に対してお願いするのはいいのですが、今度横瀬小学校もお願いするというので、私はできればそういう考え方でなくて、武甲山は我々の心の本当に原点のものなので、町が、町長がここにはお金をかけるのだという気持ちを持って私は臨んでいただければよかったです。ふるさと納税のこともおっしゃいましたけれども、では武甲共有山の300万円のお金は一般会計にぼっと入れて、ぼっと使うということをもう何年もやっているのですけれども、それに関しては何ら、これは別途に使おうかとかという、武甲山の環境のために使おうかというようなお考えは全然なく、それは一般会計の中に入れてしまっただけで使ってしまうのだ、ふるさと納税が来てそれを武甲山の基金の中にするのだという考え方の、せっかく武甲山の共有林のお金が毎年毎年300万円近くあって、もう何十年ももらっているのに、そこに至らなかったというのが私はちょっとすごく寂しいなと思っているのですけれども、そのところは町長、どうでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 どうなのでしょうね、環境整備はまず重要です。そこには十分なお金をかけなければいけない。基金は、やっぱり基金にするメリットとデメリットはあります。基金にすると分かりやすくなる、はっきりするというのがメリットなのですけれども、一方で用途は限定はされたり、機動力というところでは広く一般財源として持っていたほうが、それはいいのかもしれない、そういう組み合わせで考えています。

誤解なきようにですけれども、武甲山、大変大事だし、これにしっかり資源を町として注いでいくということも当然大事。もう一つは、一方でみんなの武甲山でありまして、企業の人たちも決して、これお金を出すのはもちろん、出していただくのは大変なのですが、彼らにとっても長い目でメリットはあると思うから、こういう着地になっているというふうに自分は理解をしています。みんなで守る。企業さんが環境に気を配っていただいているという姿を町の人たちに広く見ていただくということにも、これは我々としても企業さんとしても多分意味がある話、だからそういう形をつくっていきたいということです。ですので、決して自分でやらなくて、人にとということでもないですし、あくまでもみんなで、そこに関わる皆で資源を出し合い、ウィン・ウィンになるように環境整備をやっていきたいという、そういう趣旨だということでご理解いただければというふうに思います。

○若林想一郎議長 再々質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 答弁ありがとうございました。

では、企業さんとはこれからも本当にウィン・ウィンで、お願いするだけでなく、うちのほうも良好な関係を築いていただきたいと思いますので、企業さんのほうも大丈夫なのですね、本当にありがとうございますという気持ちで私もおりますので、よろしくお願いします。

それで、環境教育です。生徒のほうの横瀬町の林業というものの姿を見せるという教育についても、ぜひ進めていただきたいと思いますようお願いいたします、質問をおしまいにいたします。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 すみません。ちょっとお金の流れを聞きたいのですが、基金の原資、直接寄附を求めるのではなくて、一回一般会計に入れて、それからまた一般会計から出すという形にするということによってよろしいのでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 答弁させていただきます。

まず、寄附金として、今回の場合は250万円を一回歳入で入れさせていただいて、そこから歳出から、今度は基金に積み立てるという流れになります。

以上です。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 では、取りあえず基金という名目で寄附を募るのではなくて、一般の寄附と同じような形で一般会計に入れて、そこからまた出すということによろしいのですね。はい、すみません。オーケーです。

○若林想一郎議長 いいですか。

他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今上程中のこの基金条例でございますが、この基金条例をつくる意味合いがちょっとよく理解できないのです。というのは、武甲山関係の企業からの寄附金があっても多くのところ、例えば町道1号線の補修だとかそういうものについては一般寄附金で受け入れて、それでその都度予算化して事業をやっていると思うのです。この武甲山の登山口のトイレにしても一般寄附金をいただいたら、いずれにしても一般会計の中で受入れをして、事業に使うということで済むのではないかという、あえて基金設定をする必要がないのではないかと、そんなふうに思っています。

1つには、武甲山資料館の関係があります。これは、横瀬町と秩父市に480万円ずつの寄附金を行い、それを基に武甲山資料館を運営していくということは、これは最初秩父市と当時の5社と横瀬町との間でそういう話合いになったから、現在でもそれは続いています。ただ、なぜそういう形にしたかといえば、企業がそのための寄附をして、それが課税控除されるということで現在まで続いてきているわけです。今回の武甲山のトイレの関係についてもそういうことがなされれば、あえて基金設定をしてやっていく必要はない、私はそんなふうに思うのです。では、ほかの観光トイレについてはどういう扱いをするのか。やはりこの小さな町で、幾つも観光トイレをやっています。これは、やはり一般会計の中で観光トイレを運営していく、そういうことが当然ではないかなと思います。だから、あえて基金設定をする必要はない、そんなふうに思います。これが法律に基づいて基金設定をしなければならない、幾つかの基金設定はありますが、そういうものとはやっぱり性質が違うのです。

それから、先ほど町長の答弁にもありましたように、例えば学校建設で寄附をしてもらい、そのことがどういう形で新校舎に現れるか、それはまだ分かりませんが、例えば町民会館のどんちょうは三菱マテリ

アルさんから寄附をしていただきました。この辺ではできませんので、京都まで行って頼んで、あのどんちょうができています。それも当時の金額で約2,000万円です。やっぱり企業のそういう寄附をありがたがるのは当然ですけども、あえてこちらからあまり寄附を求めないほうが私はいいのではないかな、そんなふうに思っています。この基金条例そのものがやっぱり必要ないのではないかな、そういうふうに思っているのですけれども、その辺の執行部の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから、なぜ基金かというところは答弁をさせていただきます。

これ議員ご指摘のとおりで、法的な基準等を考えれば、別にしないという選択肢もあります。しかし、今回あえて基金にするというのは、1つは武甲山の環境保全というものをクローズアップをさせて、象徴的な受皿をつくりたいという思いがありました。これ実は企業さんだけにお問い合わせするという話ではなくて、将来的には例えば武甲山の観光客であったり、あるいは武甲山に思いがある人にも門戸が開けていて、寄附を受けられる受皿みたいなものがあつたらいいなというふうに考えました。ですから、まだこの先は決まっているわけではないのですけれども、例えば前から言っているように、クラウドファンディングみたいな形でお金を集めるということも可能性としてはありますし、トイレを有料化するという可能性もあります。そうしたときに、基金というのが設置をされていたほうが皆さんに伝わりやすいというのですか、ということはあるかなというふうに思います。企業さんにお問い合わせするのは、あくまでも設置のところですか。基金の設置は企業さんにお問い合わせする、これは企業さんにとっては企業さんのCSR活動というか、対外的なPRにはプラスになる話だと思うのです。そこをベースにして、いろんな人たちの思いがここに入ってくるというような形を想定しました。ふるさと納税の環境というものがあって、その先に具体的な基金があるということであれば、それは入れていただける方のインセンティブにもなりますし、そういうことを考えました。

今回の特に観光トイレに関しては、つくる大きな動機は4,000を超える署名があつたというところなんです。その人たちの思いも受け止めて、このトイレの管理と環境というところをやっていかないとはいけませんので、そのためのベースをつくりたかったというふうに自分は思いました。ですので、ちょっとここはほかの観光トイレとも違いますし、あるいは資料館なんかともまた全く違った切り口なのだというふうに思っています。

私のほうからは、取りあえず以上です。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今ふるさと納税の関係が説明されていましたが、ふるさと納税の場合は目的を持った形も取れるわけで、その点についてはこういった基金条例があってもいいのかなとは思っています。しかし、企業や一般の登山者、あるいは山岳会の方たち、そういう人たちの寄附については、これは一般寄附の形で受け入れる目的を強く出してしまうとやっぱり問題ではないかな、そういう気がするのです。ただ、今言われたように、ふるさと納税の関係はそういった寄附の選択肢があってもいいのかなと思います。そういう面では、この基金条例そのものも必要かと思いますが、安易に今後の町政の中で、企

業といえどもこのような経済情勢の中で大変みんな厳しい思いをしている中で、昔のように簡単に企業に寄附をお願いする、そういう姿勢だけはやっぱり改めるべきかなと、そんな気もするのです。当時の、早く言えば右肩上がりの経済情勢のときでは、必ず企業にいろんな寄附の無理な願いをしながら横瀬町もやってきた経緯がありますけれども、これからはそういうものではないだろう、時代が変わったのかなという、そんな気もします。

それでは、特にふるさと納税のことについては、武甲山登山口の観光トイレのものに使いたいという項目を増やしてふるさと納税の取組をしていくという、そういう理解でよろしいのか、そのことだけをお聞きいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 これテクニックの話というか、ふるさと納税はやっぱりたくさん集めたいですので、一番入れていただきやすい形を考えたいと思います。並列にこれを項目として並べるかどうかは、少し検討したいと思います。それでも見えるようにするというのですか、やっぱりこれはあくまでも寄附をいただいても必ずここに入れるというものではなくて、選択肢の一つとしてはっきり見えているものがあるというふうに立てつけをつくっていききたいというふうに思っています。

というのと、あと先ほど議員がおっしゃった時代が変わったというのは、本当にそのとおりだと思います。今回企業さんと相談を始めるに当たって、当然私も2,000万円のどんちょうの話も知っていますし、中学校のときとかの話も知った上で、どのくらいで目線を合わせていくのかというのは、それはやっぱり当時とは状況が全く前提が違うということ、特にコロナ禍で、また企業さんの収益も不透明感があるという中で、お互い納得ができるところということで相談をさせていただいています。ということなので、そこは先ほど申し上げましたけれども、あくまでも企業さんとは中長期的にお互いいい関係を築くというところが大前提ですので、お互い無理をしないということが前提で、今回のお話にさせていただいているというところをご理解いただきたいと思います。

○若林想一郎議長 再々質疑はよろしいですか。

他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 12番議員からもありましたけれども、企業から寄附をお願いしてということなのですけれども、そもそも前、道路の3,000万円の件もありましたけれども、寄附をお願いするという、本当に確約というか、書面を交わしたり、そういうことを行う、相談だけでなく確実に行われているわけですか。それが1点。

先ほど4,000人の署名があったと、もっとあったのかもしれないですけれども、本来どういう管理をどこが担っている、どういうふうに管理業務をやっていくのか。それと、山頂周辺ということですから、山頂のトイレも結局武甲山の観光トイレの中に入るわけですね。そういう部分の予算も、この基金を運営する中に当て込んであるのか、そういうことを聞きたいと思います。署名があって、武甲山の愛好家ですか、これは武甲山を愛する方はいいのですけれども、その人たちを活用するという、ボランティアで協力していただくということもあるわけですね。先ほど基金を設定するので、小口の寄附をお願いする

こともできるわけです。だから、そういう山岳協会だとかいろんな団体もあるでしょうから、そういうこととどういうふうに連携しながらやっていくのかと。アバウトで50万円かかりますよということ言っていますけれども、本当にそれで済むのかなと思います。その辺をどういうふうに制度設計しているのかということ、まず聞きたいと思います。

だから、2点。まず、その企業と確約が確実にできているのかどうか。それを議会ですから、議員に対して、前回みたいなことがありますので、そういうことになっているのかということなのです。ウィン・ウィンと言いますが、企業は言えば、相談に行けば、一応話は聞きます。では、決裁を会社でして、50万円出すというところまでいっているのかどうかというのもですよね。要はくどいようですけども、それをまず聞きたいです。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、答弁させていただきたいと思います。

企業の皆さんの確約が取れているのかという話でございます。今まで今年に入ってから段階を経て、打合せをさせていただいております。その中である程度賛同いただいたところの中で、町としてお願いベースでございますけれども、文書を出させていただいたりしています。その中で、その文書を基に、ある程度社内決裁みたいな部分でいただいているというような話を聞いておりますので、そこについては確約というところまではどうかと思いますが、しっかりそういう動きが出ているということは承知をしているところでございます。

それと、あとトイレの管理の話でございますけれども、大体シルバーさんにまずはお願いしていきたいというふうに考えておまして、そこについては週に1回とか、あとはそういうシーズンにはちょっと多めにという形できれいに掃除をしていければというふうに思っているところでございます。

あと山頂トイレの関係についても、その中でというところもありますが、またこれについては今までどおり維持管理をしていければというふうに考えております。

あと登山の愛好団体、横瀬町にも署名にもご協力いただきました団体の皆さんがいらっしゃるわけですが、この整備を進める上での打合せにもご意見もお聞かせいただいている中で、ぜひこの後ご協力くださいということではお話をしておまして、この後またどういった形でというのは、相談をさせていただきながら進めていければというふうに思っております。

以上です。

○若林想一郎議長 町長。

○富田能成町長 企業さんの確約というところでは、少なくとも今期中の出金は予定はいただいています。時間がある話ですから、間で何か大変なことが起こったらあれですけども、もう出金の予定はいただいている、そういう状況だというふうに理解しています。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 寄附をお願いされたとか、こういうことは漏れてきますよね。その中で誤解もある、管理を将来して、5社に云々なんていう話もちょっと、そういうことではないかなという、邪推かもしれ

ないですけども、普通考えれば高齢者事業団に頼んで、高齢者事業団にお金が行くということなのですけども、そういう懸念も会社のほうは必ずすると思うのです。そういうことは考えていないわけですよ。まずそういうことで。

それと、予算化はされていますよということなのだけれども、実は基金条例が、最初の250万円を、基金条例をつくるということならば、今後基金ではなくて一般会計で運用したって、別に観光トイレの枠の中でやればいような気もするので、あえて条例をつくる必要があるのかなと僕も思いましたけれども、つくるのであれば、もう必ず確約ができた段階で、別に3月議会でやったっていいわけですから、焦ってこういうふうにつくらなくてもいいのではないかなという感じはします。唐突にこれが出てきましたので、その是非とかそういうこともあると思うので、出てきた以上、賛否もあるわけですから、その辺はどうなのかなということ、なぜこの時期なのかなということなんです。

それと、先ほど環境に配慮したり、企業のPR効果になりますよという、PRというのですか、こういう地域にと言うけれども、480万円資料館にやっても、知っている人はほとんどいないのです。実は480万円も出しているけれども、議員になって初めて、ああ、これ何なのかなと、寄附もらっているのだ、でもそのまま行くのだよというのは議員の周辺は知っていますけれども、一般の人は知りません。だから、そういう効果だけを期待してというよりも、むしろ町から言われたからしょうがないなという気持ちでやっていたら、という意識が強いのだしたら、やはりそういう部分というのは自発的に、ということなので50万円とか設定しないで、お願いできないかという言い方のほうが僕はいいのではないかなと思います。

学校についても、どんちょうは残りますよね。それを、聞くところによると、備品だとか足りない部分の補填だとか、そういうことだと消耗品的なことだったら残りませんから、寄附してもらったということは、それは、要するに小学校の新設の備品をそろえるということも新設の予算の範囲内というか、足せるわけですから、そういうものについてはちゃんと予算で処置したほうがいいと思います。

だから、その辺のことを予算でやるのか、基金だと運用益みたいなのでやる基金もありますよね。だけれども、今運用益出ませんので、だから基金があっても必ず切り崩していってしまうということになるから、そうするとまたどこから原資やるのだと。基金の何か意味がちょっとないような気もするのですよね。その辺をどうお考えなのか。今回出したタイミングとか、2点ぐらいですかね。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは、なぜ今の時期なのかなという話でございます。

先ほども申し上げましたように、武甲山関連企業の皆様と今年に入りまして打合せをさせていただいている中で、今年度の支出でという話も出てまいりまして、そうしますと基金をつくってからでないといけないところもあるという話もありますと、3月になりますと、その後の手続がなかなか忙しくなってしまうという話もありまして、今の時期が一番適切ではないかなということで、基金条例は今回ご審議をいただいているというところでございます。

以上です。

○若林想一郎議長 町長。

○富田能成町長 では、私のほうから基金の意味、これは先ほどと重なってしまいますけれども、やはり皆に分かりやすい、ここに町も企業も武甲山に関わる人も協力をしているという箱というのですか、ができていてということの意味がやっぱりあるかなというふうに思っています。一般で寄附を受け入れるというのは、もちろんそれは普通にできるわけですけども、それよりもこの基金があるからというのは、一つご協力いただくインセンティブにもなるかなというふうには思うのです。かつ基金があるということは、企業さんが協力しているという姿もよく見えるということかなというふうに思いますので、この形がベストだというふうに思っています。

それと、あと小学校のところも誤解なきようになのですが、決して本当の消耗品ということではなくて、これもやっていただくからにはしっかりご協力いただいているということが分かっていて、それが伝わるようなものというふうに考えていますので、そこはあくまでも相手がある話です。ですから、それはお願いするからやっていただくというところは、ベースはそうなのですけども、基本的には無理は申しあげないですし、こちらとしても企業さんとしても意味がある形でやっていただくというのが大原則だというふうに思っています。

一方、皆で協力してもらっている形を見せるというのがこの町は大事だなと思うのと、あとはやっぱりそうはいつでも企業さんにご協力いただいて、翻って住民負担の軽減にそれが合理的に結びつくのであれば、そこは私はやっていくべきだろうなというふうに思っています。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質疑は。

○10番 関根 修議員 会社に管理を委託するということはないですか。それだけはちょっと聞いておきたいです。

○若林想一郎議長 振興課長。

○大畑忠雄振興課長 答弁させていただきます。

今の段階では考えておりません。

〔何事か言う人あり〕

○若林想一郎議長 町長。

○富田能成町長 想定をしておりません。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 すみません。維持管理のところに関連の質問なのですが、先ほども質問の中にありましたが、観光トイレなので、町内にもほかに三十何か所まだあるのですが、そちらは地域の方にやっていただいている。片や、この観光トイレは基金をつくって業者委託するということで、従来から管理をやっていらっしゃる。きつい言い方すると、押しつけられてやっている方もいるわけですね。そういう方から不満というのは、何でということになると思うのです。将来的にほかの観光トイレ、どのように改善していただくのか。要は業者委託で清掃管理をやってもらいたいと、ほかのトイレも。そういうのは前々から話が出ているのですが、ほかのトイレの清掃切替え、形態の切替えはいつから入るのか教えてください。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、答弁させていただきます。

他の公衆トイレの管理の関係につきましては、今回の武甲山のトイレもそうなのですが、押しつけという話がありましたけれども、地元の方々のご要望であるとか、関係者のご要望でトイレを造ってきているという経緯があります。ですので、今回の武甲山のトイレについても4,500以上の方々のご要望をいただいているというところでは、ある意味では成り立ちとしては一緒の部分もあるのかなというようなところはちょっと感じておりますが、役割分担についてはその段階で協議をして決めているわけですが、今回についてもそういった4,500であるとか、あるいは武甲山に登れる方という方々がちょっと特定できないと。不特定多数の方であるので、今町長お話しのようにご寄附であるとか、そういった形で役割分担としてあるのかなというところも感じているところがございます。

ですので、そういった区分けがあるという、役割分担としてはいろいろやり方があるのかなというところでの部分で、今理解をしているところなのですが、今後の公衆トイレの管理につきましては、確かになかなか当初と状況が変わってきてしまって、管理が難しいという話は聞いております。ですので、それについては、そのトイレでの状況も違うところもございますので、それぞれのところで、もしかしたら町のほうでということも考えなくてはならない時期に来ているかなというところは今感じているところでございます。

以上です。

○若林想一郎議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうからは2点です。

今回の、まずこの武甲山のここのトイレとほかの観光トイレは、やっぱり立てつけはそもそも違うと思います。それは、観光トイレは基本的には地元要望を受けて造っておりますので、そのときに管理もよろしくお願ひしますということがセットで始まっていて、これは今回ののは1区の人から要望があって造ったというものではないというのがまず違いです。

というのが1つと、あと今後、さはさりながら議員ご指摘のとおりでして、今観光トイレ、かなり管理が厳しくなっているところがあります。とりわけ人口減少が進んで、家の戸数が減ってきていて、あと新しく入ってきた方と同じ温度で管理をするのが難しかったりとかということもあまして、そういうところでご相談を振興課のほうで幾つか受けているということはあります。これは、今の町の状況を考えて、先々まだ地区地区で人口減少が進むところは進むわけですし、どこかで今の管理が難しくなるだろうなというふうには考えていまして、相談をしながらではあるのですが、住民の皆さんに無理を強いるというのはやっぱりよろしくないと思っていますので、そこは相談をしながら、今に合った形というのですか、を考えてはいきたいというふうに考えています。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第1、議案第55号 横瀬町武甲山観光施設維持管理等基金条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第2、議案第56号 横瀬町行政組織条例の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第56号 横瀬町行政組織条例の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例についてであります。横瀬町行政組織条例の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます新旧対照表ですが、一番下の段の横瀬町予防接種健康被害調査委員会条例につきまして、申し訳ありません、誤りがありましたので、後ほど修正したものをお配りさせていただければと思います。申し訳ありません。

では、説明させていただきます。改正の趣旨としましては、横瀬町行政組織条例の改正に伴い、横瀬町保健福祉審議会条例、横瀬町子ども・子育て審議会条例、横瀬町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正を行うものです。

第1条では、保健福祉審議会の庶務を福祉介護課に改めるものです。

第2条では、子ども・子育て審議会の庶務を健康子育て課に改めるものです。

第3条では、予防接種健康被害調査委員会条例の第1条と第3条の見出しを、他の例規との整合性を図るために改正し、第9条の委員会の庶務を健康子育て課に改めるものです。

なお、附則で令和4年4月1日から施行する旨規定をしております。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第56号 横瀬町行政組織条例の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第3、議案第57号 横瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第57号 横瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 議案第57号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考に御覧いただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正に伴い、字句等の改正が生じたため、条例の一部改正をしたいものでございます。

次に、条例の改正の内容ですが、番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムの設置管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたこと、番号法第19条に新たな号が追加されたことによる号ずれにより、条例第29条の2を改正するものでございます。

附則は、条例の施行日を公布の日から規定し、改正後の条例の規定を令和3年9月1日から適用と規定するものでございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第57号 横瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第4、議案第58号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第58号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

税務会計課長。

〔新井幸雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、議案第58号の概要説明をいたします。

今回の改正は、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額に軽減措置を導入するというものでございます。

お手元に資料①、国民健康保険税条例の新旧対照表と資料②、子供に係る国民健康保険税均等割額の軽減措置の導入を配付いたしましたけれども、まず資料②を御覧ください。1番としまして、現状及び見直しの趣旨ですが、国民健康保険税は応益（均等割、平等割）と応能、これは所得割と資産割に応じて設定されております。応益割とは、世帯や被保険者の人数に対して賦課するもので、応能割とは各人の負担能力に応じて賦課するものです。その上で、低所得者世帯に対しましては、応益分について保険税の軽減措置、これは7割、5割、2割軽減ですけれども、が講じられております。今回の改正は、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、国、地方の取組として、国保税において子供の均等割額を軽減するものでございます。

続きまして、2、軽減措置の内容、実施時期等を御覧ください。軽減の対象は、全世帯の未就学児とします。資料に記載はありませんが、対象世帯の所得要件、対象児童の多子要件等もございません。対象者数は、平成30年度の国民健康保険実態調査によりますと約70万人となっております。軽減の内容は、未就学児に係る国保税の均等割額につきまして、その5割を公費により軽減するものです。例えば7割軽減対象の未就学児の場合ですと、残りの3割の半分を減額し、8.5割軽減となります。

これを実際の数字、軽減額を見ながらご説明いたします。お手元の資料①、新旧対照表を御覧ください。2ページの下段から第21条、すみません、2ページの改正後の部分です。第21条、国民健康保険税の減額の規定がございます。ここで、低所得者に対する保険税の法定軽減7割、5割、2割軽減を規定しておりますけれども、ここに今回の改正部分としまして、新たに第2項、これはその新旧対照表の5ページ、下段から6ページ上段となっておりますけれども、これが加えられております。未就学児なので、介護保険を除いた部分、医療分と後期高齢者支援金分の軽減措置について、これは（1）、（2）となっておりますけれども、それぞれ規定しております。（1）、1号におきまして、ア、イ、ウとそれぞれありますけれども、これは順に7割軽減、5割軽減、2割軽減、エはそれ以外の世帯ということになっております。例えば医療給付費分均等割額は、横瀬町現在1万1,500円となっておりますが、未就学児1人当たりの軽減額は軽減対象以外の世帯では、これは2分の1の5,750円が軽減されて、均等割額は5,750円となります。これが7割軽減世帯で見ますと、先ほども説明いたしました、未就学児の軽減は8.5割軽減となるため、均等割額は9,775円軽減されることとなります。ここに規定されておる金額は、その軽減額ということになっております。同様に後期高齢者支援金分の均等割は、現在8,800円でございますが、未就学児1人当たりの軽減額は、軽減対象以外の世帯では2分の1の4,400円となり、均等割額も4,400円となります。これが7割軽減世帯では、未就学児の軽減は8.5割軽減となるため、均等割額は7,480円軽減されることとなります。これは、軽減割が5割、2割の軽減世帯の未就学児につきましても、同様の計算式により求めることとなります。

続きまして、また資料2に戻っていただきたいと思っております。財政への影響額でございますが、これは公費が約90億円、これは令和4年度の試算となっております。

その次、この影響額の国、地方の負担割合は国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1となっております。

この制度の施行時期でございますが、令和4年4月1日となっており、令和4年度からの国民健康保険税に適用されます。

以上で議案第58号の概要説明とさせていただきます。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 すみません。1点お願いします。

国、地方の負担割で、市町村4分の1になっていますが、横瀬町の場合、その4分の1が実際の金額でいうと幾らになるか教えてください。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 答弁させていただきます。

11月15日現在の試算でございます。これが、基準日が令和4年4月1日ということで試算しております。横瀬町の場合ですと、対象世帯が24世帯で、対象者数が28人、金額にしまして軽減影響額が21万7,210円です。この試算によりまして、これの4分の1が町の影響額になるかと思われま。

以上です。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第58号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第5、議案第59号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第59号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます新旧対照表を御覧ください。改正の趣旨といたしましては、国の定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部改正を行うものです。

条例改正の主な内容といたしましては、1点目が家庭的保育事業者の連携施設の確保が不要となる要件を明確化するための改正となっております。

2点目が、デジタル化の推進に伴い、家庭的保育事業者等が作成、保存等を行うもので書面等によることが規定されているものについて、電磁的方法、パソコン等でのデジタル方法による対応も可能である旨の規定を追加する改正となっております。そのほか字句の整理等も行っております。

まず、目次では第6章、雑則を加えるものです。

新旧対照表2ページ目、第6条第4項につきましては、家庭的保育事業者等の連携施設の確保が不要となる要件を明確化するものです。第1号では、引き続き必要な保育等が提供されるよう必要な措置を講じているとき、第2号では連携施設の確保が著しく困難であると認めるときと規定しております。

4ページ、第6章、雑則、第49条では、家庭的保育事業者等における記録、作成、保存等は、書面等に代えて電磁的記録、デジタル方式での記録により行うことができる旨規定しております。そのほか現行の国の基準に合わせ、字句の整理等を行っております。

なお、附則で公布の日から施行する旨規定しております。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第59号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。



◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第6、議案第60号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第60号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます新旧対照表を御覧いただければと思います。改正の趣旨としましては、国の定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正により、本条例の一部改正を行うものです。

条例改正の主な内容としましては、1点目が特定地域型保育事業者の連携施設の確保が不要となる要件を明確化するための改正となっております。

2点目が、デジタル化の推進に伴い、保育施設等が作成、保存等を行うものや、保育施設等と保護者との間の手続等において書面等によることが規定等されているものについて、電磁的記録、パソコン等でのデジタル方法による対応も可能である旨規定を追加する改正となっております。そのほか字句の整理も行っております。

まず、目次では第4章、雑則を加えるものです。

新旧対照表、1ページから2ページにかけて、第5条第2項から第6項は、第4章、第53条の新設に伴い、内容が重複するため削除するものです。

新旧対照表5ページ、第42条第4項は、特定地域型保育事業者の連携施設の確保が不要となる要件を明確化するものです。第1号では、引き続き必要な保育等が提供されるよう必要な措置を講じているとき、第2号では連携施設の確保が著しく困難であると認めるときと規定しております。

6 ページ、第4章、雑則、第53条第1項では、保育施設等における書面作成、保存等について、電磁的記録、デジタル方式での記録による対応を可能とする規定となっております。

第2項では、保育施設は保護者の承諾を得て、書面の交付に代えて電磁的方法、電子メール等により提供が可能である旨規定しております。

8 ページ、第4項では、電磁的方法、電子メール等により提供する場合には、あらかじめ保護者に対して電磁的方法の種類、内容を示し、承諾を得なければならない旨規定しております。そのほか国の基準に準じた改正を行っております。

なお、附則で公布の日から施行する旨規定をしております。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第60号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時25分

○若林想一郎議長 再開いたします。



◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第7、議案第61号 令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第61号 令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について補正を行い、債務負担行為を設定するものです。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,998万5,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,897万1,000円とするものです。

なお、細部につきましては各担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 前例に倣い休憩をして、各担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時45分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤です。

20ページの地域振興拠点施設工事のところの関係なのですが、カメラです。このカメラの台数と、あとこれがナイトビジョン、深夜の真っ暗なところでもかなり鮮明に映るものを対応しているのか、あとこのデータの管理はどこで管理するのか教えてください。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、答弁させていただきます。

まず、カメラの台数については、1台を予定しております。

あと内蔵の部分については、ちょっと今手元にございませんので、また後ほど説明させていただきます。

あとデータ管理につきましては、道の駅で管理をしていただくことになっております。

以上です。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 まず、13ページなのですが、人材派遣委託料、DXの関係の人材を委託するとお話しになりました。それから、今10ページで企業版ふるさと納税寄附金がDX企業よりということで、同じ金額が入っております。これについての詳細というのですか、どういう企業で、それがどういうふうになっているのか、ちょっと意味が分からなかったので教えてくださいと思います。

それから、ふるさと納税の関係なのですが、金額が大分寄附があって、本当によかったというふうに思

うのですけれども、返礼品の送料というのがどうもちょっと高いなという気がして、お水だということなので、高くなるのはもちろん分かるのですが、寄附金に対する3割ぐらいということが返礼品ということだったので、この返礼品の送料とかを入れると、これどういうことなのかなというふうにちょっと思っています、お水もちろん利用させていただいているのはありがたいことなのですが、その送料というのは結局ガソリンをいっぱい使ってあちこちに運ぶということで、私は例えばSDGsのガソリンを排出とかということに対しても、ちょっといかがかなという、近くのものを使いましょうよという意識が必要なのかなと思っていたりしますので、そここのところの考えで軽いもの、横瀬町の商品券だとか、農園の利用券だとか、宿泊券だとか、軽いものについてもちょっと品物を考えたほうがいいのではないかなというふうに思ったのですが、そこら辺どうでしょうか。

以上、2点です。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 それでは、人材派遣の委託料の関係でございますけれども、歳入予算の金額とこちらの委託料が同じになっているという、リンクしている状態なのですが、こちらにつきましては、今現在地域おこし起業人で派遣していただいている企業から、寄附金をDXの推進のために使ってくださいということで受け入れる予定でございます。DX推進のための人材派遣ということで、委託料を計上いたしたところでございます。

それから、ふるさと納税の返礼品の関係でございますけれども、実際水の返礼品の希望が多くて、そのための2リッター30本、約60リッターの水を返礼品として送っているわけなのですが、どうしても送料がかかってしまうので、今回増額補正をさせていただきました。もうちょっと軽いものということでございますけれども、その辺は今後どういった返礼品があるかということをちょっと検討というか、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 返礼品については希望者なので、しょうがないと思うのですが、それは分かりました。

それで、今の人材派遣の委託料の金額と寄附をしたというのが、その考え方がちょっとよく分からないのですが、企業から寄附をもらって、そのお金をまた委託料で払って来ていただくということなのか、その考え方がよく分からないので、もう少し詳しくお願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 企業版ふるさと納税について、私のほうからご説明申し上げます。

これは、今国の制度で企業版ふるさと納税人材派遣型というものがございます。これは、そういった専門的な人材派遣を含む寄附を企業の方が自治体にしてくださいというものになります。この金額なのですが、国の制度上、一応その方の人件費見合いの金額をのせて、それを委託という名前で処理をするような

ことが認められております。処理をすることが認められていますというか、そういうスキーム、方法で、形としては人材を派遣する、その人件費見合いのお金を企業のほうから町のほうに入れて、それがその方の人件費として払われるというお金の流れをつくるというのが国の制度の中のルールとして決まっておりますので、そのとおりに計上させていただいていると、そんなことになります。ですから、形態としては人材派遣ということになりまして、その人件費見合いのお金がここに計上されて、ほぼ両建てでのという、そういう仕組みを活用させていただいているということで、このようなちょっと分かりにくい表記のほうになっているということでございます。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質疑は。

他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 17ページですけれども、ここに子育て世帯等臨時特別支援事業ということで5,450万円計上されています。今、国会のほうでもいろいろと議論がされているところですが、この横瀬町の内容をちょっとお聞きしたいと思います。というのは、対象者が何人になるのか。また、対象から外れた高額者の子供たちが何人いるのか。それから、この金額で最初5万円、次に5万円のクーポン券、それに係る必要経費というのはどうなっているのか、この辺を細かく説明をお願いしたいと思います。

それから、22ページですけれども、ここに町営住宅の解体の関係があります。この予算でもって、中司団地については全て更地にできるのか。また、そういった場合に、借地部分は契約期間までは残っているのですけれども、町有地がこの中にあります。この町有地の今後の利活用はどうなっているのか。

それと、今後やはり町が町営住宅をどういう位置づけにおいて、町の政策として取り組んでいくのか。既にもう数年前に、その検討もなされているようですけれども、それはなかなか具体化されていません。そのことについてお聞きをいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 17ページの子育て世帯等臨時特別支援事業につきまして答弁をさせていただきます。

こちらにつきましては、給付金と、あと事務経費について予算計上させていただいております。給付金5,450万円、この金額につきましては1,090人分、予算で計算をして、先行給付で現金で、今年から新年早々にかけて、本年先行給付分についての予算計上となっております。その対象者につきましては、先ほど申し上げました1,090人分で予算計上させていただいておりますけれども、所得等が多くて給付できない方の数については、すみません、ちょっとこちら今手元に資料がありませんので、また後ほど提出させていただければと思います。

あと、今後につきましては、クーポン券につきましては、国のほうの指針等をよく確認しながら、どういうふうに、現金にするのかクーポン券にするのか、今検討しているところでございます。予算措置につきましても、今回予算計上させていただいているのは先行給付の部分のみでございます。そちらの後の部分については、まだ予算計上これから予定をしております。

以上です。

○若林想一郎議長 建設課長。

○加藤 勉建設課長 それでは、私から町営住宅の跡地に関して。

町有地がございます。今、11月末に用地測量が終わりました。各所有者と町有地の境界査定が終わりまして、用地の区画が確定しましたので、今地権者含めて詰めているところでございます。ご承知のとおり、町有地も細長い土地でございますので、その辺も含めながら、今後の利活用は考えていきたいと思っています。

続きまして、町営住宅の位置づけというか、解体した後の今後の方針なのですけれども、住宅要配慮者に対する補助金等は検討はしておりますが、今後またどのような補助金を出せるか、民間アパートを利用した補助金の活用等も含めまして、また子育て世帯とか、今町では新婚世帯に対して補助金出しておりますけれども、いろいろな、どこまでどのような補助金が出せるかというのを幅広く考えていきたいと思っています。

以上です。

○若林想一郎議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから、それぞれ補足をさせていただきます。

まず、給付金の関係なのですけれども、1,090人が対象で、まず5万円を最速でというふうに考えています。これは、できれば今月という話。残りの5万円については、まずクーポンにするのか現金にするのかは、今検討しているところでして、今週ぐらいには、来週まで含めて、早い時期にどちらでやるかを決めていきたいというふうに思っています。そのときに、先ほどご質問があったクーポンの経費に関してなのですが、横瀬町はクーポンは比較的ここまでも地域振興券を出している実績があるので、フローとしてはそんなに大変ではなくできる。観光協会に委託するというのが一番オーソドックスなのだと思うのですけれども、やると、経費は少なくとも2桁万円ぐらいでは収まるレベルかなというふうには思って、クーポンをやるということに関して、とは思っています。それと、それから当然現金のメリットもあるわけですので、そこをしっかりと見比べるとということと、あと本件に関しては、やっぱり生活圏が同じ秩父市がどうかということも影響してくる話かというふうに思っていますので、その辺横の情報交換をしながら決めるのが本件に関しては適切なのだろうなというふうに思っています。これが1番の補足です。

それから、2つ目の町営住宅のほうは、今幅広くいろいろなことを考えています。今の町営住宅の、これ更地になるわけなのですが、地形があまりよろしくなかったり、あるいは擁壁の、崖地だったりしますので、その難しさが少しあります。そういったことと、あと兎沢の検討も始めています。そこでは、町が一定の考え方で町営住宅のようなものをするというのは、可能性としてはあるかなというふうに思っていて、それが子育て世帯ということなのか、違う軸なのかということも含めて、今鋭意検討しているというところでございます。

○若林想一郎議長 ただいま議案第61号の審議中でございますが、ここで本休憩をいたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○若林想一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎答弁の補足

○若林想一郎議長 ここで、2番、黒澤議員の質疑に対し答弁漏れがございましたので、ここで答弁をいたさせます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、黒澤議員の先ほどの防犯カメラの機能に関する質問でございますけれども、夜間でもしっかりと監視ができる機能を有しているということでございます。

以上です。

○若林想一郎議長 次に、若林議員の質疑に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

先ほどご質問いただきました給付金から外れる方の人数につきましては、町から児童手当を受給されている方につきましては、10月支給分の実績から22世帯25人と想定しております。公務員の方、高校生の世帯の方につきましては、これからの申請になりますので、その辺はまだ未確定な部分となっております。

以上、答弁させていただきました。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 まず、子育て世帯等の関係ですけれども、横瀬町には所得制限の対象者がもっといるかと思いましたが、いないようなので、全員対象になるのだというふうに思うのですが、問題はクーポンで支給する、その関係については、やはり町の活性化の面から考えると、商業連盟等の商品券があるのですけれども、子育て支援となると、ある程度用途が決まってくるのかな。新しく今問題になっているように、準備をしていくということになると、やっぱり期間がだんだんかかって長引くのではないか。その中では今、全国的に現金の一括支給が経費も削減できるしという話があります。横瀬町もそういう点では、現金給付で取り組む方向で進めていったらどうかと思うのです。ただ、まだここ幾らか国会での議論が済まない、なかなか進めようがないと思うのですけれども、横瀬町これだけの対象者であれば、どんな形ででも対応できるのではないかと思うのです。そういう点では、国会の状況を見定めた上で、最終的には一括現金支給というようなことも考えられるかなというふうに思うのです。そのほうが、よりもらう方については大変便利だというふうに思うのですけれども、その点今後の状況を見なければ分かりませ

んが、町としては柔軟に対応してもらいたいというふうに思うのですが、その点につきましてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、中司団地の跡地の関係ですけれども、たしかあそこには大きな浄化槽なんかもあったり、最終的にはそのことについても今回の予算の範囲の中で処理はできているのか、そこだけ1点確認させてください。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 私のほうからは、給付金の関係を答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおりでして、今回は今までの例えばクーポンを配ったケースと条件が違うところがあります。それは、子育て世帯向けの子育て支援のためにというところでは、と考えると、これ町内だけでクーポンを出すというのは現実的ではないと思っています。もしそのクーポンをやるのであれば、広域でというのだったらありかもしれませんが、今回ご指摘のとおり、子育て支援で使っていただくということからすると、現金のほうがそれは利用者としては利用しやすいということなのかなというふうにも思っています。ここ数日間でも、これ国の議論の方向が大分変わってきましたので、そこをしっかりと見極めた上で、とにかく横瀬の受給世帯が一番喜ぶ形というのですか、子育て支援に一番資する形で最後は決めて進めていきたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 建設課長。

○加藤 勉建設課長 では、私から浄化槽の関係について答弁させていただきます。

浄化槽も、本体の解体工事と同時に解体を済ませております。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質疑は。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第61号 令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。



◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第8、議案第62号 令和3年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第62号 令和3年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ891万6,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,491万9,000円とするものです。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時11分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第62号 令和3年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。



◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第9、議案第63号 令和3年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第63号 令和3年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万1,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,351万1,000円とするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時14分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第63号 令和3年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。



◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第10、議案第64号 令和3年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第64号 令和3年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ185万1,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ1億711万1,000円とするものです。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時17分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第64号 令和3年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。



◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第11、議案第65号 令和3年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第65号 令和3年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為を設定するものです。

細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○若林想一郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時19分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第65号 令和3年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。



◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第12、議案第66号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第66号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてありますが、埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合組合規約を変更することについて

協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 議案第66号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考に御覧いただければと思います。

まず、議案の概要についてですが、埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴う規約変更でございます。

次に、規約変更の改正内容でございますが、本組合の組織団体である地方公共団体を規定する別表第1及び組合の共同処理する事務を規定する別表第2の職員に対する退職手当に関する事務を共同処理する事務の第4条第1号に掲げる事務の項、組合市町村の欄中、埼玉県都市競艇組合を埼玉県都市ボートレース企業団に変更するものでございます。

附則は、この規約の施行日を令和4年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第66号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。



◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第13、議案第67号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第67号 財産の取得についてであります。横瀬小学校校

舎建築のため財産を取得したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 議案第67号 財産の取得について説明いたします。

取得する動産の名称及び数量ですが、横瀬小学校校舎使用木材製材加工品98.27立方メートルでございます。

契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約といたしました。

取得金額につきましては、消費税及び地方消費税を含めて1,821万1,600円でございます。

買入れする相手方ですが、埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬5859番地2、秩父木材協同組合、理事長、金子真治でございます。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第67号 財産の取得については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。



◎議案第68号～議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 お諮りいたします。

日程第14、議案68号から日程第17、議案第71号までは、いずれも関連がありますので、一括上程をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、日程第14から日程第17まで、これを一括上程いたします。

日程第14、議案第68号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定について、日程第15、議案第69号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定について、日程第16、議案第70号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定について、日程第17、議案第71号 横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 一括上程されました日程第14、議案第68号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定について、日程第15、議案第69号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定について、日程第16、議案第70号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定について、日程第17、議案第71号 横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定についてであります。各施設指定管理者の指定期間は令和4年3月31日で満了となりますが、引き続き各施設管理者を指定したいので、各施設条例の規定によりこの案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 一括上程されました議案第68号から議案第71号までの各施設の指定管理者の指定について説明いたします。

今回の指定管理者の指定に際しまして、副町長を委員長に、各施設を所管する課長など6名で構成する横瀬町指定管理者選定委員会を2回開催いたしました。第1回会議を9月21日に開催し、指定管理者の募集方法について協議いたしました。現在、各施設の管理を行っている指定管理者のこれまでの業務実績、収益等の実績から、現在の管理者による継続的、安定的な管理が望ましいと判断し、全ての施設について指定を更新する方法といたしました。

次に、指定の更新に当たり、各施設の管理を行っている指定管理者から、申請書、事業計画書など更新に係る関係書類を提出してもらい、第2回会議を10月28日に開催いたしました。事業計画書等、提出書類を確認し、審査したところ、それぞれ指定管理者として適格であると認められたため、次のとおり決定いたしました。

議案第68号、横瀬町地域振興拠点施設及び議案第69号、横瀬町観光案内所につきましては、有限会社果樹公園あしがくぼを、議案第70号、横瀬町総合福祉センターにつきましては、社会福祉法人横瀬町社会福祉協議会を、議案第71号、横瀬町コミュニティ防災センターにつきましては、横瀬町第13区を指定管理者の候補者として決定いたしました。

指定の期間でございますが、横瀬町地域振興拠点施設、横瀬町観光案内所、横瀬町総合福祉センターの3つの施設につきましては、これまで安定した運営を行っているところですが、収益的事業に関わる施設

であることから、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とし、横瀬町コミュニティ防災センターにつきましては、他の施設とは違い、原則収益が発生しない施設であり、これまでの管理実績から5年間の指定管理も可能であると認められることから、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間といたしました。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。一括上程中ではございますが、議案ごとに行います。

最初に、議案第68号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 この議案第68号ですけれども、実は69号、70号にも関連するのですが、指定の期間なのですが、3年間という長期契約なのですが、なぜ3年間なのか。今までほとんど変わらない形で来ていますし、横瀬町の立場からしていけば、果樹公園あしがくぼにしても社会福祉協議会にしても、町が力を入れてやらなければならないところです。長期契約をして、5年間の期間でやるべきかなと常々思っているのですが、その辺についてはどんな判断をしたのか。これから先、5年の長期契約を目指す必要があるかと思うのですが、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 今の3つの施設の指定管理の期間の関係でございますけれども、選定委員会の中でも5年という意見も出たところでございますけれども、健全性が保たれているところでございますが、収益的事業を行う施設でありまして、長期になるとその辺の慣れというか、不備という問題も発生する可能性もあるということ。また、総合福祉センターにつきましては、債務負担行為を3年間という設定がございます。それを5年間まで延ばしますと、その辺の予算を担保することちょっと財政的に不確実性を伴うということで、3年間と設定したところでございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから少し補足をさせていただくと、そういうことというか、まず防災センターのほうは、もうこれは5年間ということでやらせていただきました。これもちょっと段階的などころはあろうかなというふうに思っていて、今課長の説明にもありまして、果樹公園あしがくぼ、それから駅の観光案内所、それから総合福祉センターに関しましては、やっぱりまずは収益がある施設ですので、一定のまずベースとしては緊張感を持った運営もしていただきたいなというところが1つと、それとあとは少しいろんな動きが出てきています。例えば駅前の観光案内所であれば、道の駅果樹公園あしがくぼが指定管理者になっていますが、地域商社を立ち上げていて、そこも関与するようになってきているという、いろいろな運営面の変化もこの後考えられるということですので、今回はこちらも5年間にしようかというのとてんびんにかけて議論をしたということなのですから、今回は収益性のある施設

に関しては3年ということで線を引かせていただきました。

また、これもずっと3年でいくかと決めているかという、そういうことでもなくて、この先は状況の変化とか見ながら、当然安定した運営をしていただくというのがすごく大事なことだと思いますので、そこはこの先は決め打ちをせずに、また3年後に検討したいなというふうに考えています。

○若林想一郎議長 再質疑は。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 指定管理者制度を取り入れると、こういう形になってきているのですけれども、指定管理者といえどもやっぱり長期的に計画を取って、そつがなく取り組んでいただくべきだというふうに思います。そういう点では、やはり3年の期間よりもうちょっと長い5年という、そのほうがベターだというふうに思うのです。制約があるものについてはやむを得ないと思うのですけれども、私はそういうふうにすべきだと常々思っているのですが、今後このことについては十分検討を加えていただきたいなと思います。そのことについては、要望にとどめておきたいと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ議案第68号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第69号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定に対する質疑を行います。
質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

次に、議案第70号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。
質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ議案第70号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第71号 横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

採決につきましては、一括上程中ではありますが、議案ごとに行います。

日程第14、議案第68号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第15、議案第69号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第16、議案第70号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第17、議案第71号 横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時40分

○若林想一郎議長 再開いたします。

◇

◎議案第72号の上程、説明、質疑、採決

○若林想一郎議長 日程第18、議案第72号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第18、議案第72号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。横瀬町固定資産評価審査委員会委員、加藤元弘氏の任期は、令和4年2月6日で満了となりますが、引き続き加藤元弘氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

加藤さんは、横瀬町第16区にお住まいで、昭和33年11月28日生まれの63歳でございます。

固定資産評価審査委員会委員として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第18、議案第72号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり同意されました。



◎日程の追加

○若林想一郎議長 ただいま6番、新井鼓次郎議員から、発議第5号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、発議第5号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。



◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 追加日程第1、発議第5号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といた

します。

提出者の説明を求めます。

6番、新井鼓次郎議員。

〔6番 新井鼓次郎議員登壇〕

○6番 新井鼓次郎議員 議長の許可をいただきましたので、上程されました発議第5号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例について、会議規則第13条の規定により提出させていただきます。

提案理由としては、常任委員会の所管について、横瀬町行政組織条例の一部改正に伴い変更となる課名に改めたいので、この案を提出するものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 提出者の説明を終わります。

賛成者の発言を求めます。

7番、内藤純夫議員。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 それでは、賛成者の立場で発言いたします。

さきの定例会で課名の変更を承認いたしましたので、委員会条例の課名の変更をいたしますので、賛同願います。

以上です。

○若林想一郎議長 賛成者の発言を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第1、発議第5号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。



◎閉会中の継続審査の申し出

○若林想一郎議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 若林想一郎議長 異議なしと認めます。
よって、そのように取り計らいます。

-
- 若林想一郎議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 若林想一郎議長 異議なしと認めます。
よって、そのように整理いたします。



◎閉会の宣告

- 若林想一郎議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。
これで会議を閉じます。
令和3年第7回横瀬町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦勞さまでした。
閉会 午後 1時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 若 林 想 一 郎

署 名 議 員 内 藤 純 夫

署 名 議 員 大 野 伸 惠

署 名 議 員 関 根 修